

令和6年度 消防局組織改革実施計画

～事故の再発防止の推進と組織風土の改善～

第4期（1～3月）実績報告

令和7年4月
静岡市消防局



消防局組織改革実施計画について

～事故の再発防止の推進と組織風土の改善～

1 計画策定の趣旨

令和2年の吉田消防署管内で発生した倉庫火災及び令和4年の静岡市葵消防署管内で発生した中高層建物火災における殉職事故が発生するとともに、令和4年度には訓練中の事故や職員の不祥事等が発生し、地域住民の消防行政に対する社会的信頼を大きく失墜させるものとなった。

消防局では、全ての職員が高い危機管理意識を持ち、自らの命と仲間を守り、危険を予測し、危機事象に的確に対応できる職員を育て、組織として安全教育体制の再構築を図ることで地域住民から信頼される組織となるための道しるべとして、「静岡市消防局組織改革基本計画～事故の再発防止の推進と組織風土の改善～」を取りまとめました。

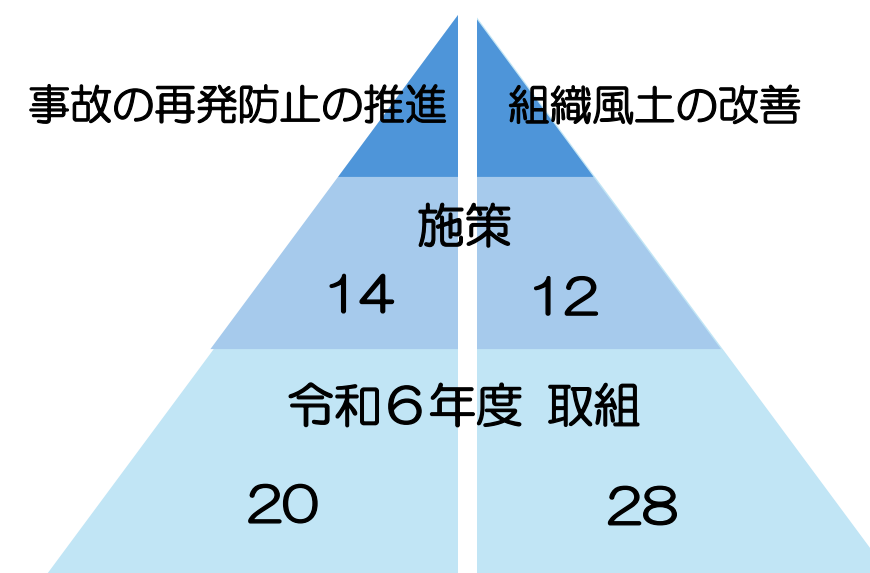
そして、この組織改革の令和6年度の具体的な施策を実施していくため、「消防局組織改革実施計画」を初めて策定しました。

2 計画の概要

本計画は、「事故の再発防止の推進」と「組織風土の改善」の2つの目標のもと、「事故の再発防止の推進」は14の施策、「組織風土の改善」は12の施策を掲げました。

この施策を進めるため、事故の再発防止の推進に関しては、令和5年度までに10の施策が完了又は継続して実施されており、令和6年度について更に計画を推進するため、「組織風土の改善」と併せて48の取組を掲載しています。

この取組について、具体的な内容と取組の時期を示し、適切な進捗管理のもと計画を実施していくものです。



3 計画の進捗管理

4半期ごとにおける取組の進捗状況を確認するとともに、本計画の取組が着実かつ継続的に進めるため、進捗状況について都度PDCAサイクルによる評価と改善を順次実施していきます。

4 計画の公表

本計画は、市ホームページで公開し、4半期ごとの進捗状況についても随時更新していきます。

進捗確認時期	
第1期	4～6月
第2期	7～9月
第3期	10～12月
第4期	1～3月

令和 6 年度 消防局組織改革実施計画 取組一覧

No.	種別（指針）		施策	取組指針	令和５年度までの取組状況	令和６年度取組項目	担当部署	頁	
1-1	事故の再発防止の推進	法令例規	警防活動要領の見直し	知識の習得	現在の警防活動要領は、あらゆる災害現場に対応するため抽象的な表現もあるが、安全を確保するための事項は具体的に表記するとともに、基本的事項をルール化する。 規範の実効性を高めるため、それぞれの活動ごと規範遵守の不徹底が起きてしまう原因を分析・検証し規範の合理性を判断する。	・警防活動基準（第１編）「警防活動要領」を見直し、令和５年４月新たに「火災活動要領」（用語の統一、進入管理者・屋内進入可否の判断の明確化等）を策定し発出した。	継続中 ・令和６年度以降も継続して各種研修等を通して職員に周知を図る。	警防課	1
1-2			警防活動技術の統一化	技術の強化	火災活動要領に準じた訓練を実施するため、消防訓練マニュアルを作成し、組織的に統一した訓練方法を確立する。 屋内進入要領や検索救助要領等の基本的活動要領を「消防訓練マニュアル」として策定し、組織的に統一した活動要領を確立する。	・令和４年度から先進都市（東京消防庁・名古屋市消防局）が出版する訓練マニュアルを参考に、消防訓練マニュアルの構成、訓練項目の検討を継続して行った。	①「消防訓練マニュアル」の構成、訓練項目、周知方法等を検討する。 ②訓練項目ごとに指導ポイントを抽出し、「消防訓練マニュアル」を作成する。 ③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 ④「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。 ⑤「消防訓練マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	安全対策課 各消防署	
1-3			火災現場における救難活動態勢の構築	技術の強化	災害現場における隊員の危機回避要領及び部隊等による救難活動要領を示し、組織的な安全管理体制を構築する。	・令和５年５月、既にマニュアルの作成及び出版している先進都市（横浜市）へ職員を派遣し、研修訓練を通じて救難活動に関するノウハウを収集した。 ・策定要領等の検討	①令和５年度の視察結果を踏まえた「救難活動マニュアル」の構成、周知方法等を検討する。 ②「救難活動マニュアル」を作成する。 ③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 ④「救難活動マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。 ⑤「救難活動マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	安全対策課	
2-1		組織体制	指揮隊の強化	知識の習得	指揮隊員の指揮能力向上を強化し効果的な情報共有や部隊運用等を図るため、座学研修のほか実務研修も取り入れ、指揮能力の強化を図る研修環境を構築する。	・令和４年度から指揮隊研修（指揮タブ取扱い、部隊運用に関する実務研修等）を開催し、令和５年度は２回実施している。 ・令和５年度から年２回の指揮隊運用調整会議を開催（指揮活動の情報交換、各署訓練計画の共有）している。	継続中 ・令和６年度以降も継続して研修・会議を実施していく。	安全対策課 （各消防署）	5
2-2			指揮体制の強化（出動計画の見直し）	意識の向上	中高層火災や延焼危険が高い地域での火災は、部隊活動を統制する上で、膨大な量の情報及び部隊の管理を必要とするため、情報の収集、整理及び共有、そのうえでの確な部隊運用を図ることを目的として、初動から指揮隊を増隊出動させ指揮体制と安全管理体制の強化を図る。	・令和５年４月から消防隊等出動計画を見直し、中高層建物火災、指定地域及び特殊災害に対して、初動から指揮隊を２隊出動させる計画に変更し、初動対応の強化を図った。	完了 （令和７年度未完了の消防総合情報システム更新に組入れ予定）	警防課	
2-3			即時配信体制の構築	意識の向上	負傷事故の発生又は発生するおそれのある事象については、即時他所属に概要を発出し、組織全体で類似事故の防止や危険予知能力の向上を図り、事故を未然に防ぐ安全風土を構築する。	・令和５年２月の先進都市（大阪、堺、京都）視察研修により、令和５年５月から警防活動リスクアラートによる即時配信体制を構築し、令和５年度中１３件の事案を発出し、類似事故の防止に努めた。	継続中 ・令和６年度以降も継続して配信及び周知していく。	安全対策課	
2-4			警防体制強化に向けた検討体制の構築	技術の強化	個人で火災戦術や救助技術等を独自に取り入れて活動することなく、全部隊の活動を統一する必要から、現場の意見や気付きを反映しやすいよう消防署の職員で構成するプロジェクトチームを設置し、消防管理室と連携してより具体的な分析結果を基に検証を進め、必要な規範の見直しを行う。 なお、新たな消防戦術について分析・検証を行った結果、優れた技術については規範に落とし込む作業を進める。	・令和６年３月、局内の規範の検証を目的として、処務規程に基づく警防部幹部会議の下部組織として、各消防署員を構成員とする「警防体制強化PJチーム」を設置し、規範に係る課題の分析・検証等を行い、警防部幹部会議、署長会議、局会議に諮る意思決定スキームを構築した。	①消防戦術を検証する「警防体制強化プロジェクトチーム」の設置及びメンバー人選 ②「警防体制強化プロジェクトチーム」で分析と検証 ③他都市の安全管理及び消防戦術の視察 ④規範の見直しの検討 ⑤部幹部会議、署長会議、局会議での報告 ⑥規範の改正	警防課 各消防署 （消防管理室）	
3-1		人材育成	「新職員育成カリキュラム」の整備	知識の習得	組織全体で共通認識を持たせるため、新規採用職員に対し、警防活動基準に即した各種活動要領（屋内進入要領等の基礎）等を取得させるとともに、各指導者によって指導方法及び内容が異なることを防ぐために集合研修として実施する。	・令和５年９月、災害機動支援隊が県消防学校初任科修了者を対象に、当局の活動要領について２週間のカリキュラムで集合研修及び訓練を実施した。	継続中 ・令和６年度以降も継続して新規採用職員に研修・訓練を実施する。	消防総務課 （安全対策課）	
3-2			安全管理力の向上	意識の向上	CRM（クルー・リソース・マネジメント）によるコミュニケーション概念を教養し、恒常的にコミュニケーションが取れる環境を構築する。	・令和５年１１月、管理職を対象として講師を招請しCRM研修を開催した。	継続中 ・令和６年度も継続してCRM研修を実施する。 ・「心理的安全性」研修を開催する。	安全対策課	
3-3			警防活動の統一（eラーニングの活用）	知識の習得	警防活動の周知及び当局の消防戦術の共通認識を図ることが必要な中、eラーニングを活用し、警防活動の統一を図る。	・令和５年度から、eラーニングを活用して計５回の各種研修（指揮指針×２、火災活動要領×３）を開催した。	継続中 ・令和６年度以降も継続して研修を実施する。	安全対策課	
3-4			火災活動時のワンポイントアドバイスの配信	知識の習得	火災性状や活動中の事故を防止するため確認すべき活動ポイント等をPC上で示し閲覧することで、職員の安全に対する知識や意識を高める。	・令和４年度から市グループウェアの回覧を活用し、全職員に対し２週間に一度、火災活動時のワンポイントアドバイスを２年間で計３３回配信した。	継続中 ・令和６年度以降も継続して研修を実施する。	安全対策課	
4-1		訓練	消防活動効果確認訓練の見直し	技術の強化	改正した火災活動要領を習熟するために、効果確認訓練を通じて、迅速の中にも安全を優先した活動や、小隊・中隊との連携、指揮本部との連携体制が強化される訓練項目を設定し、その効果を確認する。	・毎年実施の効果確認訓練の内容を、火災活動要領を遵守し安全を最優先としたより効果的な訓練内容に見直し実践した。	継続中 ・令和６年度以降も継続して訓練を実施する。	安全対策課	7
4-2			中隊、大隊訓練体制の構築	知識の習得	指揮隊の情報収集・活用を踏まえた統制のとれた指揮命令系統を身に付けるため、中隊・大隊訓練を能動的に実施できる訓練体制を整備する。	・令和６年２月、清水区折戸地内において指揮隊長研修、小隊長研修を基本とした大隊訓練を計４回（延べ４４隊参加）実施し、指揮要領の習得確認と指揮命令系統の統制を図った。	①中隊・大隊訓練の訓練実施場所を選定する。 ②中隊・大隊訓練の企画・周知をする。 ③中隊・大隊訓練を実施する。 ④中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める。	安全対策課 各消防署	
5-1		管理 装備	隊員の識別化等		災害現場において多くの隊員が混在活動することから指揮隊員含め特殊部隊の識別を図り、的確な部隊活動の展開を図る。	・令和６年３月に各消防署長参画の警防部幹部会議で検討し、識別化を図ることに決定した。	継続中 ・令和６年度以降、計画的に識別化資機材を導入する。	警防課 財産管理課	

令和 6 年度 消防局組織改革実施計画 取組一覧

No.	種別（指針）	施策	取組指針	令和 5 年度までの取組状況	令和 6 年度の主な取組	担当部署	頁
6-1	組織風土の改善	監察機能を持った組織の設置	行政的検証に指摘された組織風土に係る課題への対応として、消防局が自ら主体的に活動の問題点を明らかにするための検証と対応ができる組織づくりを行う。	—	①消防局業務監査への行政的視点（内部統制・監査基準等）の取入れ ②再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援 ③事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援 ④事故等の対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出	消防管理室	9
6-2		意見が言える、届く職場環境作り	・職位の上下に関わりなく意見が言える職場環境を構築する。 ・消防本部と消防署との双方向のコミュニケーションを取ること で、心理的距離を縮め、職員間の意思疎通を図り士気を高めていく。	・職場環境改善の施策について、諸課題の洗い出しと施策の検討	①職員意見を積極的に吸い上げ、円滑な消防業務の運営を目的に業務見直し等について協議し、消防局長にその実施の可否等を報告する会議体「（仮称）職員意見検討委員会」の新設を検討する。 ②職員がより意見を言いやすい環境作りのため、「意見提案ボックス」、「職員相談窓口」の新設を検討する。	消防総務課	11
6-3		職員ヒアリング	・各課、各消防署職員から、消防局行政職職員が消防業務、職場環境等に関する意見を聴き、各種業務、組織風土等の諸課題を洗い出し、職場環境の整備を進めていく。	・消防局行政職職員による各課、各消防署職員 124 名へのヒアリングの実施	①ヒアリング結果に対する回答を作成し、職員に周知する。 ②ヒアリングから明らかになった課題、意見について、各種施策反映の検討	消防次長 消防部	13
6-4		事務の見直し	・既存の各種業務の見直しを行い、本部及び消防署勤務職員の事務の効率化、負担軽減と訓練時間を確保していく。 ・DX化について検討し、導入を進める。	・住警器調査、高齢者住宅防火訪問、空家・枯草調査の廃止 ・査察体制を見直し ・耐震性防火用井戸の点検期間 1 年から 3 年の見直し	①各種業務について、検討・見直しを行う。 ②本部員と署員から構成する「（仮称）消防局 DXPT」の立ち上げを検討する。 ③「査察結果等処理マニュアル」の運用を開始する。 ④会議や研修をWEBでの開催を進める。	各課 各消防署	15
6-5		コミュニケーションの改善	・情報共有、情報発信を強化することで、コロナ禍以前と比較し、希薄となっている所属間及び職員間のコミュニケーションを改善していく。（職員間） ・大規模災害時の参集と地域との更なるコミュニケーション強化を図るため、広域 3 消防署の地域事情に精通した職員の配置。（広域市町）	・令和 5 年 11 月、静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」を創刊 ・広域 3 消防署に広域前の当該市町職員が最大の割合となるように配置（令和 6 年度人事異動では、広域 3 消防署に広域前の当該市町職員が 50%以上の割合となるように配置）	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の四半期ごとの発行 ②本会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理 ③人事配置・地域枠採用の検討 ④各小隊や係単位で、「職場内ミーティング」を定期的を実施する。	各課 各消防署	19
6-6		人材育成ビジョンの見直し	・既存の人材育成ビジョンについて、策定後の局内状況（安全文化の醸成、定年引上げ等）、社会情勢の変化を踏まえ、内容の見直しを行う。	・改訂版人材育成ビジョン（案）を作成、各署からの意見聴取の実施	①改訂版人材育成ビジョンの発行	消防総務課	21
6-7		研修の見直し （将来像を見据えた体系的な研修制度の構築）	・職員が「必要としている」、「受講したい」研修が受講できていない現状を見直しする。 ・幹部職員の資質向上を目的とした研修を実施する。 ・警備体制や受講者の負担軽減について検討していく。	・現在の研修体制の問題点と改善策を洗い出し、研修計画素案の作成 ・研修の見直しについて、各消防署からの意見聴取の実施	①局の年間研修計画を作成、職員周知を行うとともに、研修方法（受講形態）の見直しを行う。 ②新署長研修、新管理職研修を新設	消防総務課 各消防署	23
6-8		キャリアプランの提示	・昇任昇格や、各職員が目指す業務に従事するために、今後どのような経験を積み、どのようなスキルを身に着ければよいのかといった道筋となるキャリアプランを作成する。	・キャリアプラン（案）の作成、各署からの意見聴取の実施 ・試行的に採用 3 年目職員を対象に、特高、山岳、水難隊員との座談会の実施	①職員のキャリア形成のため、キャリアプランを作成し周知を図る。 ②特高、山岳、水難隊員等の特殊部隊や各課員等との座談会を継続実施	消防総務課	25
6-9		女性活躍の推進	・女性吏員がより働きやすい、心理的安全性のある職場環境（ハード・ソフト両面）の整備を進めていく。 ・職域の拡大、管理職への登用を行い、ロールモデルとなる職員を育成する。	・女性吏員がより働きやすい、心理的安全性のある職場環境実現に向けた諸課題の洗い出しと施策の検討	①各種課題について、女性消防吏員を参画させた女性活躍 PT を立ち上げ、職員の意見を聴取、スケジュール感のある取組案を策定する。	各課 各消防署	27
6-10		定年引上げに伴う高齢期職員の雇用	・高齢期職員の雇用について、局としての方針を明確にする。 ・61 歳以降も安定した体力を維持することで、消防吏員としての最高の能力を発揮出来るようにするとともに、訓練、現場での傷害予防・公務災害の防止を図っていく。	・「静岡市消防局体力維持向上プログラム」を策定、局内への周知	①高齢期職員の任用、配置等についての方針案を策定する。 ②「静岡市消防局体力維持向上プログラム」を運用開始する。	消防総務課	29
6-11		資格取得に対する経費支援の拡充	・現在、各職員が私費で取得している業務上必要な公的資格について、公費取得への切り替えや経費支援を拡充していく。	・令和 6 年度の大規模運転免許等の全額公費取得枠の創設	①大型運転免許等の全額公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。 ②予防技術検定受検者への公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	消防総務課	31
6-12		公費購入する個人装備品の拡大	・現在、各職員が私費購入している業務で使用する個人装備品について、公費購入すべきか否かを精査・検討していく。	・広域協議会での意見を踏まえた、個人装備品の公費購入範囲についての検討	①各政令市の状況を情報収集する。 ②警防部での検討結果を踏まえ、令和 7 年度予算要求を目指す。	財産管理課	33

令和6年度 消防局組織改革実施計画（進捗管理表）

施策No.	1-2	種別	事故の再発防止の促進	法令例規	指針	予防
施策			警防活動技術の統一化			

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	警防部長(安全対策課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・火災活動要領に準じた訓練を実施するため、消防訓練マニュアルを作成し、組織的に統一した訓練方法を確立する。 ・屋内進入要領や検索救助要領等の基本的活動要領を「消防訓練マニュアル」として策定し、組織的に統一した活動要領を確立する。	＞警防活動基準 第1編 火災活動要領に準じた活動を行うための訓練方法や指導ポイントを写真や図で分かり易く示したマニュアルを作成する。 ＞特別高度救助隊が各消防署へ出向し、マニュアルに基づく技術指導を行う。 ＞規範に基づく訓練・研修を実施するにあたり、理解不足や解釈の齟齬を解消するため、新職員育成カリキュラム、eラーニング、階層研修等について必要な見直しを進める。 ＞火災活動要領等の規範に基づく、組織的に統一化された訓練方法を確立する。 ※基本計画(再発防止策個票)では令和6年度中の完成を計画していたが、訓練の質と効果を最大限にする高水準のマニュアルを作成するためには、より綿密な検討と調整が必要と判断し、期間を見直して全ての訓練項目の完成は令和7年度以降とした。ただし、組織的に統一した訓練方法を可能な限り速やかに現場へ浸透させるため、作成した訓練項目単位ごとに順次、周知・技術指導を行い正式運用を開始する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期 4 月～ 6 月	第 2 期 7 月～ 9 月	第 3 期 10月～12月	第 4 期 1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①消防訓練マニュアルの構成、訓練項目、周知方法等の検討 ②消防訓練マニュアル作成	①訓練項目の検討 ②消防訓練マニュアル作成 ③特別高度救助隊による検証及び検証結果に基づく見直し ④技術指導の調整(特別高度救助隊)	①訓練項目の検討 ②消防訓練マニュアル作成 ③特別高度救助隊による検証及び検証結果に基づく見直し ④技術指導の調整(特別高度救助隊) ⑤習熟訓練(特別高度救助隊、各隊)	①訓練項目の検討 ②消防訓練マニュアル作成 ③特別高度救助隊による検証及び検証結果に基づく見直し ④技術指導の調整(特別高度救助隊) ⑤習熟訓練(特別高度救助隊、各隊)	・ 令和 6 年度策定分について、各消防署の意見を踏まえた修正 ・ 未策定の訓練項目の策定 ・ 継続した特別高度救助隊による検証及び習熟訓練 ・ 警防体制強化PTでの分析検証結果に基づく各種訓練及び研修への反映
①「消防訓練マニュアル」の構成、訓練項目、周知方法等を検討する。	安全対策課						
②訓練項目ごとに指導ポイントを抽出し、マニュアルを作成する。	安全対策課						
③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	安全対策課						
④「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。	安全対策課						
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①消防訓練マニュアルの構成、訓練項目、周知方法等の検討 ②消防訓練マニュアル作成（応急はしご救出）	①消防訓練マニュアルの構成、訓練項目の再検討 ②消防訓練マニュアル作成（かかえ救出） ③特別高度救助隊による検証及び検証結果に基づく見直し ④技術指導の調整(特別高度救助隊) ⑤習熟訓練(特別高度救助隊、各隊)	①訓練項目の検討 ②消防訓練マニュアル作成(着手)（緊急退避ほか、7 項目） ③④特別高度救助隊の検証技術の向上及び技術指導の調整に資するための研修実施の検討 ⑤習熟訓練(特別高度救助隊、各隊)	①消防訓練マニュアルの構成、訓練項目の再検討 ②消防訓練マニュアル作成（屋内進入、退出、防火衣装着、呼吸器着装及び結索） ③特別高度救助隊による検証及び検証結果に基づく見直し ④技術指導の調整(特別高度救助隊)（屋内進入、退出） ⑤習熟訓練(特別高度救助隊、各隊)	
⑤「消防訓練マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	各消防署						
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	○	○	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①「消防訓練マニュアル」の構成、訓練項目、周知方法等を検討する。	5月	課内検討会を実施した。 (①マニュアルの構成確認、②効果確認訓練の訓練項目を優先的に作成、③作成した訓練項目単位で周知・技術指導を行う)	①「消防訓練マニュアル」の構成、訓練項目、周知方法等を検討する。	訓練項目等については継続して検討する。	
			6月	課内検討会を実施した。 (①訓練項目は現時点で全48項目、②全体スケジュール(年間18項目を策定する3か年計画)の確認)			
		②訓練項目ごとに指導ポイントを抽出し、マニュアルを作成する。	6月	「応急はしご救出」のマニュアルを作成した。 課内で指導ポイント等を確認した。	②訓練項目ごとに指導ポイントを抽出し、マニュアルを作成する。	全体スケジュールに基づき、計画的にマニュアルを作成する。 9月から技術指導までに、「かかえ救出」のマニュアルを作成する。	
	9月				③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	「応急はしご救出」及び「かかえ救出」のマニュアルに基づき検証を行う。	
		①「消防訓練マニュアル」の構成、訓練項目、周知方法等を検討する。	7～9月	6月末時点で試算した訓練項目48項目について効果確認訓練の見直し等を踏まえ継続して項目を検討した。	①「消防訓練マニュアル」の構成、訓練項目、周知方法等を検討する。	効果確認訓練の見直しと合わせ、効果確認訓練と消防訓練マニュアルの整合を図る。	
		②訓練項目ごとに指導ポイントを抽出し、マニュアルを作成する。	8月	「かかえ救出」のマニュアルを作成した。	②訓練項目ごとに指導ポイントを抽出し、マニュアルを作成する。	訓練項目の再検討に伴い、全体スケジュールを見直すとともに、引き続き、優先順位の高い訓練項目から、順次、マニュアルを作成する。	
		③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	8月	特別高度救助隊の検証結果に基づき、「応急はしご救出」及び「かかえ救出」マニュアルの見直しを実施した。	③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	継続して作成する他のマニュアルに基づき検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	
		④「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。	8・9月	駿河、清水及び島田消防署に非番の小隊長を集め、特別高度救助隊から「応急はしご救出」及び「かかえ救出」マニュアルの指導ポイントの技術指導を実施した。	④「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。	継続して各消防署小隊長に対して技術指導を行う。	
	12月	⑤「消防訓練マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	8・9月	組織的に統一した訓練方法を可能な限り速やかに現場へ浸透させるため、第3期からの計画を前倒しし、各隊にて「応急はしご救出」及び「かかえ救出」マニュアルに基づき訓練を実施した。	⑤「消防訓練マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	継続して各消防署各隊において習熟訓練を行う。	
		①「消防訓練マニュアル」の構成、訓練項目、周知方法等を検討する。	10月	効果確認訓練の見直し案の作成と合わせ、効果確認訓練と消防訓練マニュアルの整合を図るとともに、作成する優先順位の高い訓練項目を検討した。	①「消防訓練マニュアル」の構成、訓練項目、周知方法等を検討する。	継続して効果確認訓練の見直しと合わせ、効果確認訓練と消防訓練マニュアルの整合を図る。	
		②訓練項目ごとに指導ポイントを抽出し、マニュアルを作成する。	11～12月	「緊急退避」ほか、7項目(防火衣着装、空気呼吸器着装、結索、要救助者搬送、ホース延長、ホース取扱(仮称)、及び注水)のマニュアルの作成を開始した。	②訓練項目ごとに指導ポイントを抽出し、マニュアルを作成する。	継続して優先順位の高い訓練項目から、順次、マニュアルを作成する。	
		③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	12月	特別高度救助隊の検証技術の向上及び技術指導の調整並びに新たに追加を検討している「ホース取扱(仮称)」訓練マニュアルの作成に資するため、他の多くの機関で採用されている大和市消防本部の「ホーストレーニング」について、大和市消防本部に研修講師派遣を依頼し、2月下旬の研修実施に向け調整を実施した。	③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	継続して作成する他のマニュアルに基づき検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 「ホーストレーニング研修」終了後、研修に参加した職員の意見を踏まえ、「ホース取扱(仮称)」訓練について必要に応じて見直しを行う。	
		④「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。			④「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。	継続して作成する他のマニュアルに基づき各消防署小隊長に対して技術指導を行う。	
具体的な 取組内容	3月	⑤「消防訓練マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	10～12月	策定済みのマニュアル(応急はしご救出、かかえ救出)に基づき、各隊にて訓練を継続して実施した。	⑤「消防訓練マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	継続して各消防署各隊において習熟訓練を行う。	
		①「消防訓練マニュアル」の構成、訓練項目、周知方法等を検討する。	2月	「ホーストレーニング研修」の受講後、マニュアルの構成を再検討し、「ホース延長」及び「ホース取扱(仮称)」を統合、また、「緊急退避」については、警防体制強化PTの分析検証結果を踏まえ作成することとした。	①「消防訓練マニュアル」の構成、訓練項目、周知方法等を検討する。	継続して効果確認訓練の見直しと合わせ、効果確認訓練と消防訓練マニュアルの整合を図る。	
		②訓練項目ごとに指導ポイントを抽出し、マニュアルを作成する。	1～3月	「屋内進入」、「退出」、「防火衣着装」、「呼吸器着装」及び「結索」のマニュアルを作成した。	②訓練項目ごとに指導ポイントを抽出し、マニュアルを作成する。	継続して優先順位の高い訓練項目から、順次、マニュアルを作成する。	
		③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	2月	特別高度救助隊の検証結果に基づき、「屋内進入」及び「退出」マニュアルの見直しを実施した。	③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	継続して作成する他のマニュアルに基づき検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	
		④「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。	3月	駿河及び島田消防署に非番の小隊長を集め、特別高度救助隊から「屋内進入」及び「退出」マニュアルの指導ポイントの技術指導を実施した。	④「消防訓練マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。	継続して作成する他のマニュアルに基づき各消防署小隊長に対して技術指導を行う。	
	3月	⑤「消防訓練マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	1～2月 3月	策定済みのマニュアル(応急はしご救出、かかえ救出)に基づき、各隊にて訓練を継続して実施した。 策定済みのマニュアル(応急はしご救出、かかえ救出、屋内進入及び退出)に基づき、各隊にて訓練を継続して実施した。	⑤「消防訓練マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。	継続して各消防署各隊において習熟訓練を行う。	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	1-3	種別	事故の再発防止の促進	法令例規	指針	予防
施策			火災現場における救難活動態勢の構築			

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	警防部長(安全対策課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・災害現場における隊員の危機回避要領及び部隊等による救難活動要領を示し、組織的な安全管理体制を構築する。	➢先進都市へ職員を派遣し、救難活動に関するノウハウを学ぶ。 ➢救難活動マニュアル(第1編セルフサバイバル、第2編チームサバイバル、第3編チームレスキュー(緊急介入))を作成する。 ➢特別高度救助隊が各署を巡回し救難活動マニュアルを各消防署員へ周知する。 ➢組織的な安全管理体制を構築する。(危機回避及び部隊等による救難活動は有事の際の手法であり、これを前提とした危険な進入・退避態勢を基本とするものではないことを明確化) ➢不測の事態に陥った場合の危機回避のための知識・技術を身に付け迅速な救出活動を可能とする。 ※基本計画(再発防止策個票)では令和6年度中の完成を計画していたが、消防隊員の安全を確保する最も効果的で実践的なマニュアルを作成するためには、より綿密な検討と調整が必要と判断し、期間を見直して全3編のマニュアル完成は令和7年度とする。 なお、危機回避及び部隊等による救難活動は有事の際の手法であり、これを前提とした危険な進入・退避態勢を基本とするものではないことを明確化し、この認識を現場の全隊員ひとりひとりに確実に浸透させる必要があるため、全3編完成後に慎重に周知・技術指導を行い正式運用を開始する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第1期 4月～6月	第2期 7月～9月	第3期 10月～12月	第4期 1月～3月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①救難活動マニュアルの構成、周知方法等の検討 ②救難活動マニュアル(第1編セルフサバイバル：危機的状況に陥った隊員が安全な場所へ緊急避難する隊員個々の回避行動)の作成	①救難活動マニュアルの構成、周知方法等の検討 ③特別高度救助隊により救難活動マニュアル(第1編セルフサバイバル)の技術を検証	②救難活動マニュアル(第2編チームサバイバル：危機的状況に陥った隊員を自隊で安全な場所へ救出する活動)の作成 ③特別高度救助隊により救難活動マニュアル(第2編チームサバイバル)の技術を検証	②救難活動マニュアル(第2編チームサバイバル)の作成 ③特別高度救助隊により救難活動マニュアル(第2編チームサバイバル)の技術を検証	・未策定の救難活動マニュアル(第3編チームレスキュー(緊急介入)：危機的状況に陥った部隊を救出するため、緊急的に介入する部隊の救出活動)の策定 ・策定した救難活動マニュアル(第1～3編)に係る特別高度救助隊による各消防署隊への技術指導及び各消防署による習熟訓練の実施
①令和5年度の視察結果を踏まえた「救難活動マニュアル」の構成、周知方法等を検討する。	安全対策課						
②「救難活動マニュアル」を作成する。(～令和7年度)	安全対策課						
③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	安全対策課						
④「救難活動マニュアル」の周知に合わせ、特別高度救助隊により技術指導を行う。(令和7年度以降実施)	安全対策課						
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①救難活動マニュアルの構成、周知方法等の検討 ②救難活動マニュアル(第1編セルフサバイバル)の作成	①第1期で検討完了済 ③特別高度救助隊により救難活動マニュアル(第1編セルフサバイバル)の技術を検証	②救難活動マニュアル(第2編チームサバイバル)の作成 ③特別高度救助隊により救難活動マニュアル(第2編チームサバイバル)の技術を検証	②救難活動マニュアル(第2編チームサバイバル)の作成 ③特別高度救助隊により救難活動マニュアル(第2編チームサバイバル)の技術を検証	
⑤「救難活動マニュアル」及び特別高度救助隊等の技術指導に基づき、習熟訓練を行う。(令和7年度以降実施)	各消防署						
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	○	○	○	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①令和5年度の視察結果を踏まえた「救難活動マニュアル」の構成、周知方法等を検討する。	6月	課内検討会を実施し、第2期の計画を前倒しし次のように検討完了した。 ①マニュアルの構成(「セルフサバイバル」、「チームサバイバル」及び「チームレスキュー(緊急介入)」の3編)の確認 ②全体スケジュール(半年で1編を作成、令和7年9月までに全3編を作成)の確認 ③周知方法等(全3編完成后、周知及び技術指導を行う)の確認			
		②「救難活動マニュアル」を作成する。	6月	マニュアル(第1編セルフサバイバル)を作成した。	②「救難活動マニュアル」を作成する。	年度内にマニュアル(第2編チームサバイバル)を作成する。	
					③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	マニュアル(第1編セルフサバイバル)に基づき、検証訓練を行い、必要に応じて見直しを行う。	
	9月	③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	8・9月 8月	特別高度救助隊によりマニュアル(第1編セルフサバイバル)の技術を検証した。 課内検討会を実施した。 検証に必要な救難活動に関する知識・技術を習得させるため、特別高度救助隊員の横浜市消防局派遣を決定した。	③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	12月に特別高度救助隊を横浜市消防局へ派遣し、救難活動マニュアルに関する視察研修を実施する。視察研修により習得した救難活動に関する知識・技術を踏まえ、マニュアル(第1編セルフサバイバル)の検証及び検証結果に基づく見直しを行う。	
	12月	②「救難活動マニュアル」を作成する。	10・11月	マニュアル(第2編チームサバイバル)の素案を作成した。	②「救難活動マニュアル」を作成する。	年度内にマニュアル(第2編チームサバイバル)を作成する。	
		③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	12月	特別高度救助隊員の横浜市消防局への視察研修により、救難活動に関する知識・技術を習得した。 横浜市消防局への視察研修の内容を踏まえ、マニュアル(第2編チームサバイバル)の素案を見直した。 特別高度救助隊員の名古屋市消防局への救難体制に係る視察研修を2月下旬実施で調整した。	③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	視察研修により習得した救難活動に関する知識・技術を踏まえ、マニュアル(第1編セルフサバイバル及び第2編チームサバイバル)に基づき、検証訓練を行い、必要に応じて見直しを行う。	
	3月				①「救難活動マニュアル」の構成、周知方法等を検討する。	現在のマニュアル(第1編セルフサバイバル及び第2編チームサバイバル)の素案は、確保ロープ等を使用していない状況下のものがあり、現行の火災活動要領における「面体の着装を必要とする濃煙内への進入」の進入要領にある「進入隊員の退路は信号付き投光器とする」との整合性がない。また、「屋内進入」に関する警防体制強化PTの分析検証結果との整合や「緊急退避」との棲み分けなどが必要であるため、整理する。	
		②「救難活動マニュアル」を作成する。	2・3月	名古屋市消防局への視察研修の内容を踏まえ、マニュアル(第2編チームサバイバル)の素案を見直した。	②「救難活動マニュアル」を作成する。	マニュアル(第3編チームレスキュー(緊急介入))を作成する。	
		③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	1・2月 2月 2・3月	特別高度救助隊によりマニュアル(第2編チームサバイバル)の技術を検証した。 特別高度救助隊員の名古屋市消防局への視察研修により、救難活動に関する知識・技術を習得した。 名古屋市消防局への視察研修の内容を踏まえ、マニュアル(第2編チームサバイバル)の素案を見直した。	③特別高度救助隊により検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	視察研修により習得した救難活動に関する知識・技術を踏まえ、マニュアル全般の検証及び検証結果に基づく見直しを行う。	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	2-4	種別	事故の再発防止の促進	組織体制	指針	管理
施策			警防体制強化に向けた検討体制の構築			

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	警防部長(警防課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・個人で火災戦術や救助技術等を独自に取り入れて活動することなく、全部隊の活動を統一する必要から、現場の意見や気付きを反映しやすいよう消防署の職員で構成するプロジェクトチームを設置し、消防管理室と連携してより具体的な分析結果を基に検証を進め、必要な規範の見直しを行う。 なお、新たな消防戦術について分析・検証を行った結果、優れた技術については規範に落とし込む作業を進める。	> 警防体制強化プロジェクトチームを設置する。 > プロジェクトチーム会議を毎月開催し、分析検証等を行う。 > 必要に応じて、視察研修等を行う。 > 規範に係る分析、検証等を行う。 > 結果を警防部幹部会議に報告し、署長会議を経て局会議に諮る。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第1期	第2期	第3期	第4期	
			4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	
【本部各課の取組】		R6年度計画	①警防体制強化プロジェクトチーム(以下「警防体制強化PT」という。)設置及びメンバー人選 ②警防体制強化PTで分析と検証 ③他都市の安全管理・消防戦術の視察→【継続】第3期へ	②警防体制強化PTで分析と検証 【継続】第2期より→ ③研究者講義(国内外殉職事故比較等) ④規範の見直しの検討 ⑤部幹部会議、署長会議、局会議での報告	②警防体制強化PTで分析と検証 ④規範の見直しの検討 ⑤部幹部会議、署長会議、局会議での報告 ⑥規範の改正→【継続】令和7年度へ	・ 警防活動基準(火災活動要領)の必要な改正 ・ 改正に基づく研修及び訓練内容の修正 ・ 継続した分析及び検証の検討	
①消防戦術を検証する警防体制強化プロジェクトチームの設置及びメンバー人選	警防課						
②警防体制強化プロジェクトチームで分析と検証	警防課						
③他都市の安全管理及び消防戦術の視察	警防課						
④規範の見直しの検討	警防課						
⑤部幹部会議、署長会議、局会議での報告	警防課						
⑥規範の改正	警防課	R6年度実績	①警防体制強化PT設置及びメンバー人選 ②警防体制強化PTで分析と検証 ③他都市の安全管理・消防戦術の視察の検討	②警防体制強化PTで分析と検証 ③研究者講義(国内外殉職事故比較等) ④規範の見直しの検討 ⑤部幹部会議、署長会議、局会議での報告(準備)	②警防体制強化PTで分析と検証 ④規範の見直しの検討 ⑤部幹部会議、署長会議、局会議での報告		
【各消防署の取組】							
①警防体制強化プロジェクトチームへの職員派遣及び参画	各消防署						
取組項目全体の進捗状況	△	各期の進捗状況	○	○	○	△	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①消防戦術を検証する警 防体制強化プロジェクト チームの設置及びメン バー人選	4月	警防部幹部会議(各署長含む)にて警防体制強化PT(消防戦術グループ)発足の承認を得て、当該会議体に属する位置付けとして設置した。 各所属長の推薦により、本部1名、各消防署2名(駿河消防署のみ3名)、合計23名のメンバーを選出した。			
		②警防体制強化プロジェ クトチームで分析と検証	4/24 5/22 6/12	警防体制強化PTでの検討項目を挙げ、12月の検証結果報告を見据えて、分析方法や検証期間を調整した。 火災活動要領 第2章 第6節 屋内進入に係る全職員の意見を集約して反映させ、今後の検証項目を検討した。 全ての消防隊及び救助隊の屋内進入方法を確認し、統一させる事項、安全性の必要性などを図るための分析方法を検討した。	②警防体制強化プロジェ クトチームで分析と検証	警防体制強化に向けた警防体制強化PTでの分析と検証を継続	
	9月	②警防体制強化プロジェ クトチームで分析と検証	7/3	検証項目を検討した。 検証する項目：隊員同士の結合方法、ホースラインを動線とした活動、退路の設定方法、進入可否の指標の定め、信号などによる緊急退避時の合図	②警防体制強化プロジェ クトチームで分析と検証	警防体制強化に向けた警防体制強化PTでの分析と検証を継続	
			7/26	検証項目を検証した。 検証した項目：進入隊員同士の結合方法、ホースと隊員との結合方法			
			8/20 9/30	検証目的と過去の会議を振り返り、課題と検証項目を再確認した。 検証項目の継続と新たに検証をする資器材をリストアップした。 検証項目を検証した。 検証した項目：ホースラインを動線とした活動 検証結果に基づく協議を実施した。			
	12月	③他都市の安全管理及び 消防戦術の視察	9月	他都市の安全管理・消防戦術の視察の検討の結果、視察ではなく、研究者を招いて講義を受けることにより、プロジェ クトメンバーも含めた多くの職員が専門的な知見を得られる研修体制に変更した。	③他都市の安全管理及び 消防戦術の視察	(国内外殉職事故比較等の研究者講義) 消防庁消防研究センター研究者より、国内と欧米の殉職事故の背景・比較等についての講義を受け、プロジェクトメンバーによりその内容を分析し、当局が取り入れるべき戦術について検討する。	
		②警防体制強化プロジェ クトチームで分析と検証	10/15 10/22 11/12 11/27 12/6	警防体制強化PT報告書の構成について、リーダー・サブリーダーで事前打合せを行った。 これまでの検証に基づく警防体制強化PTの見解について協議した。 これまでの検証に基づく警防体制強化PTの見解及び区画火災に関する火災性状の燃焼実験結果について協議した。 これまでの検証に基づく警防体制強化PTの提言及び報告書の内容を検討した。 11/27の継続として、警防体制強化PTの提言及び報告書の内容を検討した。	②警防体制強化プロジェ クトチームで分析と検証	警防体制強化に向けた警防体制強化PTでの分析と検証を継続 (警防体制強化PTの提言及び報告書の内容の検討)	
		③研究者講義	11月	消防庁消防研究センター研究者より、国内と欧米の殉職事故の背景・比較等についての講義を受ける研修を実施した。 (海外と日本の比較から、日本の安全管理や海外の消防戦術についての考え方を学んだ。)			
	3月	④規範の見直しの検討	11月	これまでの検証に基づく警防体制強化PTの規範の見直し提言の内容について検討を開始した。	④規範の見直しの検討	警防体制強化PTの規範の見直し提言の内容について検討を継続	警防体制強化PTの提言(報告書)をまとめるにあたり、メンバーそれぞれが培ってきた現場経験に基づく多種多様な意見が挙がった。したがって、これらの意見を可能な限り警防体制強化PTの総意として達した結論の形として整理して示すため、より丁寧な協議・調整プロセスを経る必要があると判断し、取組期間を延長する。
		⑤部幹部会議、署長会 議、局会議での報告	12月	1月に開催する警防部幹部会議に向けて、警防体制強化PT経過報告の準備と調整を行った。	⑤部幹部会議、署長会 議、局会議での報告	1月 警防部幹部会議での経過報告	
		②警防体制強化プロジェ クトチームで分析と検証	2/6	これまでの検証結果に対する警防体制強化PTの認識合わせを行った。(①屋内進入の始期及び原則に関すること、②消火活動拠点の設定について、③状況評価指標の作成について、④屋内進入の分類方法について、⑤現場最高指揮者の許可について、⑥屋内進入の「判断」について、⑦「白煙や見通しがきく」区画への屋内進入について、⑧「面体の着装を必要とする濃煙内」への屋内進入時の中隊編成について、⑨-(2)「複数の筒先を確保して活動する」状況下における単隊(1つの筒先)での屋内進入について、⑩屋内進入時のホース準備について、⑪ホースを動線とした活動について、⑫-(2)40mmホースの導入について)	②警防体制強化プロジェ クトチームで分析と検証	警防体制強化PTでの「警防活動基準(火災活動要領)」の「第2章第6節屋内進入」に係るこれまでの検証結果を踏まえ、今後の規範の見直しを含めた提言をまとめた報告書を完成する。	
	3月	④規範の見直しの検討	2/14	これまでの検証結果に対する警防体制強化PTの認識合わせを行った。(①濃煙及び熱気内への屋内進入時の噴霧注水の措置について、②屋内進入の体形について、③命綱の設定方法について、④屋内進入時の退路確保資機材について、⑤熱画像直視装置について、⑥緊急脱出の合図について、⑦退出について)	④規範の見直しの検討		
			2/26	警防体制強化PT報告書の作成内容について打ち合わせを行った。			
		⑤部幹部会議、署長会 議、局会議での報告	1/29 2/13	警防部幹部会議へ、警防体制強化PTの経過報告を実施した。 局会議へ、警防体制強化PTの経過報告を実施した。	⑤部幹部会議、署長会 議、局会議での報告	警防体制強化PTの提言(報告書)を警防部幹部会議にて最終報告する。	
	3月				⑥規範の改正	警防体制強化PTの提言(報告書)を踏まえ、「警防活動基準(火災活動要領)」の必要な改正を消防局として検討及び実施する。	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	4-2	種別	事故の再発防止の促進	訓練	指針	教育
施策			中隊、大隊訓練体制の構築			

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	警防部長(安全対策課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・指揮隊の情報収集・活用を踏まえた統制のとれた指揮命令系統を身に付けるため、中隊・大隊訓練を能動的に実施できる訓練体制を整備する。	➢ 令和5年度の中隊・大隊訓練の課題を整理する。 ➢ 令和6年度の中隊・大隊訓練の実施場所を検討調整する。 ➢ 訓練実施に係る各署隊の出向計画を策定し周知を図る。 ➢ 中隊・大隊訓練を実施する。 ➢ 令和5年度、令和6年度の中隊・大隊訓練の結果を踏まえ、中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定め、各消防署が能動的に中隊・大隊訓練を実施できる体制を整備する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	
			4 月～ 6 月	7 月～ 9 月	10月～12月	1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①中隊・大隊訓練の実施場所の選定	①中隊・大隊訓練の実施場所の選定	①中隊・大隊訓練の実施場所の選定 ②中隊・大隊訓練の企画・周知	②中隊・大隊訓練の企画・周知 ③中隊・大隊訓練の実施 ④中隊・大隊訓練企画に関するルール等の制定 →【継続】令和7年度へ	・継続した中隊・大隊訓練が行える体制の構築 ・中隊・大隊訓練実施の意義や効果の更なる周知
①中隊・大隊訓練の訓練実施場所を選定する。	安全対策課						
②中隊・大隊訓練の企画・周知をする。	安全対策課						
③中隊・大隊訓練を実施する。	安全対策課						
④中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める。	安全対策課						
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①中隊・大隊訓練の実施場所の選定	①中隊・大隊訓練の実施場所の選定	①中隊・大隊訓練の実施場所の選定 ②中隊・大隊訓練の企画・周知 ④中隊・大隊訓練企画に関するルール等の素案作成	②中隊・大隊訓練の企画・周知 ③中隊・大隊訓練の実施 ④中隊・大隊訓練企画に関するルール等の素案の見直し	
③中隊・大隊訓練を実施する。	各消防署						
取組項目全体の進捗状況	△	各期の進捗状況	○	○	○	△	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①中隊・大隊訓練の訓練実施場所を選定する。	6月	本市社会共有資産利活用推進課及び静岡県建築工事課へ、所有施設の解体情報及び大規模訓練実施に伴う当該解体施設の借用可否を確認した結果、静岡県の所有する施設の1か所を訓練候補施設とした。	①中隊・大隊訓練の訓練実施場所を選定する。	静岡県が所有する訓練候補施設の現地確認を行い、大隊訓練実施可能と判断した場合は、訓練候補施設の所管課と協議・調整を行う。	
	9月	①中隊・大隊訓練の訓練実施場所を選定する。	7月	静岡県の所有する施設の1か所を現地確認した結果、敷地面積、周囲の状況等から中隊・大隊訓練の実施に適さないと判断した。	①中隊・大隊訓練の訓練実施場所を選定する。	民間企業から借用の許可が得られなかった場合は、更に訓練候補施設の選定を継続する。 民間企業から借用の許可が得られた場合は、借用する施設を踏まえた訓練を企画し、各消防署との日程調整を行う。	
			9月	清水区内の民間企業の社員寮を取り壊す予定との情報を得て、当該民間企業へ借用依頼及び現地確認を実施し、前向きの回答を得た。（当該民間企業の本社に確認中）			
					②中隊・大隊訓練の企画・周知をする。		
		④中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める。	9月	令和5年度の中隊・大隊訓練後に行ったアンケートの結果を踏まえた中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める素案を作成し、現在、課内で検討中。	④中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める。	課内検討の結果を踏まえ、中隊・大隊訓練企画に関するルール等の見直しを行い、当該ルール等に基づき、令和6年度の中隊・大隊訓練を実施し、更なる検証を行う。	
	12月	①中隊・大隊訓練の訓練実施場所を選定する。	10～12月	民間企業と協議・調整し、清水区内の解体予定施設の借用許可を得た。			
		②中隊・大隊訓練の企画・周知をする。	12月	中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める素案に基づき、1月下旬の中隊・大隊訓練の実施に向け、訓練計画(案)を作成し、各署へ周知した。	②中隊・大隊訓練の企画・周知	訓練計画(確定版)を各署に発出し、中隊・大隊訓練の実施を周知する。	
					③中隊・大隊訓練を実施する。	1月下旬に中隊・大隊訓練を実施する。	
					④中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める。	1月下旬の中隊・大隊訓練の結果を踏まえ、中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める素案を見直し、当該ルールを制定する。	
	3月				①中隊・大隊訓練の訓練実施場所を選定する。	各消防署と連携し、継続して中隊・大隊訓練の訓練実施場所を選定する。	中隊・大隊訓練後のアンケートの結果、訓練対象及び訓練会場を葵・駿河地区、清水地区及び広域地区に分け、かつ、訓練回数の増加を希望する要望が多数あった。したがって、中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める素案を更にブラッシュアップする必要があると判断し、取組期間を延長する。
		②中隊・大隊訓練の企画・周知をする。	1月	訓練計画を各署に発出し、中隊・大隊訓練の実施を周知した。	②中隊・大隊訓練の企画・周知	中隊・大隊訓練企画に関するルール等を周知し、各消防署が能動的に中隊・大隊訓練を企画するよう取り組む。	
		③中隊・大隊訓練を実施する。	1月 3月	各署長の視察の下、中隊・大隊訓練を実施し、その後、署長、訓練参加隊員にアンケート調査を行った。アンケートの結果から、中隊・大隊訓練の意義や効果が参加隊員に広く認識されたことを確認した、	③中隊・大隊訓練を実施する。	中隊・大隊訓練企画に関するルール等を周知し、各消防署が能動的に中隊・大隊訓練を企画・実施するよう取り組む。	
		④中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める。	2月	中隊・大隊訓練の実施結果を踏まえ、中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める素案を見直した。	④中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める。	中隊・大隊訓練のアンケート結果を踏まえ、中隊・大隊訓練企画に関するルール等を定める素案をブラッシュアップする。	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-1	種別	組織風土の改善		指針	
施策		監察機能を持った組織の設置				

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防管理監(消防管理室)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・行政的検証に指摘された組織風土に係る課題への対応として、消防局が自ら主体的に活動の問題点を明らかにするための検証と対応ができる組織づくりを行う。	> 消防管理室により消防業務の監察の実施、内部統制等の徹底を図る。 【消防管理室の事務分掌】 - 消防事務の監察に関すること。 ・消防局業務監査への行政的視点(内部統制・監査基準等)の取入れ - 警防業務の監察に係る助言及び支援に関すること。 ・再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援 - 局の内部統制の総括に関すること。 ・事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援 ・対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出 - 消防長の命による特定の事務に関すること。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容				R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期 4 月～ 6 月	第 2 期 7 月～ 9 月	第 3 期 10月～12月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①本部各課との今年度の業務監査の内容の調整	①業務監査の内容の具体的調整	①業務監査の実地視察	①今年度の評価と来年度に向けた調整
①消防局業務監査への行政的視点(内部統制・監査基準等)の取入れ	消防管理室		②全体計画、実施計画等の整理・調整 各種訓練視察	②全体計画、実施計画等の局内周知 各種訓練視察及び警防活動検討会への参加	②現場視察及び警防活動検討会への参加	②視察等の総括と来年度計画の検討
②再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援	消防管理室		③事故等の発生時の対応策に関する手続の調整	③事故等の発生時の対応策に関する手続を確立、周知	③事故等の事案について継続して支援	③事故等の事案について継続して支援
③事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援	消防管理室		④水平展開・周知徹底方法の検討及び事例検証	④水平展開・周知徹底方法の確立、通知	④事故等の事案について継続して支援	④事故等の事案について継続して支援
④事故等の対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出	消防管理室		R6年度 実 績	①本部各課との今年度の業務監査の内容の調整	①業務監査の内容の具体的調整	①業務監査の実地視察
【各消防署の取組】		②全体計画、実施計画等の整理・調整 各種訓練視察		②全体計画、実施計画等の局内周知 各種訓練視察及び警防活動検討会への参加	②現場視察及び警防活動検討会への参加	②視察等の総括と来年度計画の検討
		③事故等の発生時の対応策に関する手続の調整		③事故等の発生時の対応策に関する手続を確立、周知	③事故等の事案について継続して支援	③事故等の事案について継続して支援
		④水平展開・周知徹底方法の検討及び事例検証		④水平展開・周知徹底方法の確立、通知	④事故等の事案について継続して支援	④事故等の事案について継続して支援
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	○	◎

具体的な 取組内容		実施済の取組内容			今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①消防局業務監査への行政的視点(内部統制・監査基準等)の取入れ	4月 6月	本部各課へ監査見直し方針の概要を説明した。 本部各課から従前の監査内容を聴き取り、見直し方針との調整を行った。	①消防局業務監査への行政的視点(内部統制・監査基準等)の取入れ	業務監査の内容の具体的調整を行う。	
		②再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援	4・5月 6月	全消防署、出張所の管内視察を行った。 各種訓練視察を行った。(駿河消防署大隊訓練視察(5/14)、警防本部訓練視察(5/28)、静岡県消防学校視察(5/29)、救助技術大会視察(6/4)、暑熱順化訓練視察(6/10)、水上訓練視察(6/12)) 再発防止検討委員会報告書の改訂並びに実施計画の内容及びフォーマットを検討・提案した。	②再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援	随時 警防活動検討会へ参加する。 7月 水難救助訓練視察、山岳救助訓練視察を行う。 7/19 局会議にて全体計画、実施計画等の周知を行う。	
		③事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援	4・5月 5・6月	消防総務課、財産管理課、安全対策課及び指令課と事故等の手続について聴き取り・調整を行った。 事故等の対応策について、事故発生所属と調整を行った。	③事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援	事故等の対応策の協議先として消防管理室である通知を発出する。	
		④事故等の対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出	6月	葵消防署及び千代田消防署の事故等(3件)について、新たな水平展開・周知徹底方法として検討した様式を用いて記載内容等の調整を実施した。	④事故等の対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出	各消防署の副署長と周知方法について調整する。 実際の事実とともに水平展開・周知徹底方法の通知を発出する。	
	9月	①消防局業務監査への行政的視点(内部統制・監査基準等)の取入れ	8・9月	業務監査に向けた本部各課との具体的調整を行った。	①消防局業務監査への行政的視点(内部統制・監査基準等)の取入れ	10月 業務監査の実施通知を発出する。(消防総務課→局内) 12月 業務監査の実施視察を行う。	
		②再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援	7～9月 8/29	各種訓練視察及び警防活動検討会等への参加を行った。 各種訓練視察：吉田消防署水難訓練視察(7/8)、駿河消防署3機関合同水難訓練視察(7/10)、千代田消防署山岳救助訓練視察(7/11)、NBC災害の警察との合同訓練視察(9/6)、小隊長指導訓練視察(9/18) 会議等の参加：警防活動検討会(8/7)、救急隊長責任者会議(9/24) 消防局組織改革基本計画及び令和6年度消防局組織改革実施計画の策定について(通知)を発出した。	②再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援	随時 警防活動検討会へ参加する。 10月 局長査閲訓練の訓練目的の明確化と実施報告によるPDCAマネジメント導入の支援を行う。 11月 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練の視察を行う。 12月 局長査閲訓練の視察を行う。	
		③事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援	8/28	事故等発生防止に向けた取組について(通知)を発出した。 ・事故等の種類と程度による報告部署の整理 ・「事故等に関する今後の対応策報告・検証シート(新様式)」の策定 ・全員参加型ミーティングによる対応策の水平展開方法の新設 「事故等に関する今後の対応策報告・検証シート(新様式)」による通知を発出した。(事案3件)	③事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援	事故等の事案について対応策の支援を行う。(継続)	
		④事故等の対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出			④事故等の対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出	事故等の対応策の局内水平展開を行う。(継続)	
	12月	①消防局業務監査への行政的視点(内部統制・監査基準等)の取入れ	10/24 12/12・16	業務監査の実施通知を発出した。(消防総務課→局内) 業務監査の実施視察を行った。(12/12：葵消防署・駿河消防署・千代田消防署・清水消防署・港北消防署・日本平消防署、12/16：島田消防署・吉田消防署・牧之原消防署)	①消防局業務監査への行政的視点(内部統制・監査基準等)の取入れ	2月 業務監査の実施結果を取りまとめ、監査結果等報告書を作成し、局内周知する。(今年度の評価と来年度への調整)	
		②再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援	10～12月	警防活動に係る現場視察及び警防活動検討会等への参加を行った。 各現場等視察：火災予防運動期間に合わせた第2出動時の視察に係る待機(11/9～11/15)※実際の出動はなし、大規模災害対応に係る警防本部訓練視察(10/10)、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練視察(11/13、11/14)、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練(後方支援隊：志太消防本部合同)の事前訓練視察(11/22)、解体予定建物を活用した駿河消防署訓練視察(11/22)、局長査閲訓練視察(12/8：島田消防署、12/9：葵消防署・駿河消防署・千代田消防署・港北消防署、12/13：吉田消防署・牧之原消防署・清水消防署・日本平消防署) 会議等の参加：警防活動検討会(12/6)、警防体制強化PJ会議に伴う職員研修(11/1)、CRM(カル・リソース・マネジメント)研修(11/21)、警防体制強化PJ会議(11/27、12/6)静岡防災情報連絡会(静岡気象庁主催：リモート)(12/17) 令和6年度消防局組織改革実施計画に基づく再発防止策の進捗状況について、第2期(7～9月)の実績報告の局内取りまとめ作業を行った。	②再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援	再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援について、今年度の監察業務を踏まえた総括と来年度の計画の検討を行う。	
		③事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援	10～12月	予防課、警防課、救急課、葵消防署、千代田消防署、清水消防署、吉田消防署及び牧之原消防署の事故等(13件)について、対応策への助言及び支援を行い、「事故等に関する今後の対応策報告・検証シート」による通知を発出した。(10/15：6件発出、11/20：6件発出、12/20：1件発出)	③事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援	事故等の事案について対応策の支援を行う。(継続)	
		④事故等の対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出			④事故等の対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出	事故等の対応策の局内水平展開を行う。(継続)	
	3月	①消防局業務監査への行政的視点(内部統制・監査基準等)の取入れ	2/26	業務監査を通じて得られた知見や改善点を局内全職員で共有するため、実施結果等を報告書に取りまとめ、消防管理室が監察業務を通じて認識した課題・検討事項等の意見評価を付して局内周知した。併せて、今年度の実施を踏まえて把握された監査手続等の改善点も取りまとめ、来年度に向けた調整を行った。	①消防局業務監査への行政的視点(内部統制・監査基準等)の取入れ	今年度を実施した業務監査の見直し(監査結果の局内共有、内部統制の徹底促進、良好事例の共有促進、事務改善提案の促進、監査自体の継続的改善)をもとに、来年度以降も業務監査の実効性向上に向けた取組を継続する。	
		②再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援	1月 2～3月 3月	令和6年度消防局組織改革実施計画に基づく再発防止策の進捗状況について、第3期(10～12月)の実績報告の局内取りまとめ作業を行った。 来年度当初から令和7年度の実施計画に基づいた取組とするため、令和6年度第4期(1～3月)の進捗状況を踏まえながら、令和7年度の実施計画の検討を行った。 警防活動に係る規範の全体見直しに向けた評価手法の構築について、関係部署と調整した(警防課・安全対策課)。	②再発防止策の進捗管理並びに研修及び訓練の実施に係る助言及び支援	警防活動に係る規範の全体見直しに向けた評価についての検討及び実施を継続する。	
		③事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援	1～3月	葵消防署、駿河消防署、千代田消防署、清水消防署及び島田消防署の事故等(6件)について、対応策への助言及び支援を行い、「事故等に関する今後の対応策報告・検証シート」による通知を発出した。(2/27：5件発出、3/19：1件発出)	③事故等が発生した所属で検討する対応策への助言及び支援	事故等の事案について対応策の支援を行う。(継続)	
		④事故等の対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出			④事故等の対応策を局内に水平展開・周知徹底するための通知の発出	事故等の対応策の局内水平展開を行う。(継続)	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-2	種別	組織風土の改善		指針	
施策			意見が言える、届く職場環境作り			

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防部長(消防総務課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・職位の上下に関わりなく意見が言える職場環境を構築する。 ・消防本部と消防署との双方向のコミュニケーションを取ることで、心理的距離を縮め、職員間の意思疎通を図り士気を高めていく。	➢係長、小隊長クラスを対象に、「傾聴」についての研修を実施する。【消防総務課】 ※人事課主催の同様の研修へも積極的に参加していく。 (令和6年度の新任係長研修のカリキュラム「風通しの良い職場環境づくり」) ➢意見提案ボックス、職員相談窓口等の設置を検討する。【消防総務課】 ※既存の相談窓口や新たに設置した場合のメリット・デメリットを整理し、新設置のみならず必要に応じて、既存の体制の見直しを図っていく。 ➢消防職員委員会の審議対象案件(①給与、勤務時間等の勤務条件、福利厚生②被服、装備品③消防用設備、機械器具、施設)について、職員から出来るだけ広い意見を吸い上げ検討するとともに、対象案件にならない事項の有無を整理し、対象案件とならない意見がある場合は、その意見を検討できる会議体の新設を検討する。【消防総務課】 ※(仮称)職員意見検討委員会・・・職場環境、人材育成、事務事業、事務処理等に係る意見等 ➢本部と署の相互理解を深める取り組みとして、職員のスキルアップに加え、各課業務を認知、理解する目的で、業務体験又は体験型研修を実施する。(キャリアプラン策定のタイミング等)【消防総務課】 ➢訓練開始前に訓練の中に潜む危険要因などを隊員間で発言・共有し、訓練中の事故を防止するための小ミーティングの実施を励行する。【安全対策課】 ※小ミーティングの手法として、令和5年度にワンポイントKITYを発出した。 ※小隊ミーティングでの意見を署長、副署長が吸い上げ、整理する→署長は署長会議や局会議等の場で当該意見を局内で共有する。 ※職員の意見を吸い上げ、整理する体制については、意見提案ボックス、職員相談窓口等の設置と合わせて検討する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	
			4 月～ 6 月	7 月～ 9 月	10 月～ 12 月	1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①②既存システム(消防職員委員会、職員アイデア提案箱(LOGOフォーム)、ハラスメント相談窓口(LOGOフォーム))の対応状況を整理し、これを踏まえて「(仮称)職員意見検討委員会」、「意見提案ボックス」及び「職員相談窓口」(以下「追加システム」という。)を検討する。	①②既存システムの対応状況を整理し、これを踏まえて追加システムを検討する。	①②第 2 期までの検討結果を踏まえ、追加システムの検討について結論を提示し、局内合意形成を図る。		
①職員意見を積極的に吸い上げ、円滑な消防業務の運営を目的に業務見直し等について協議し、消防局長にその実施の可否等を報告する会議体「(仮称)職員意見検討委員会」の新設を検討する。	消防総務課						
②職員がより意見を言いやすい環境作りのため、「意見提案ボックス」、「職員相談窓口」の新設を検討する。	消防総務課						
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①②既存システムの対応状況を整理し、これを踏まえて追加システムを検討する。	①②既存システムの対応状況を整理し、これを踏まえて追加システムを検討する。	①②第 2 期までの検討結果を踏まえ、追加システムの検討について結論を提示し、局内合意形成を図る。		
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	◎		

具体的な 取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①「(仮称)職員意見検討委員会」の新設を検討する。	既存システム(消防職員委員会、職員アイデア提案箱(LOGOフォーム)、ハラスメント相談窓口(LOGOフォーム))の対応状況を整理するとともに、新たにシステムを追加した場合のメリット・デメリットを整理した。 特に、令和5年度から運用開始された職員アイデア提案箱については、完全な匿名かつ対象案件を限定せず自由に意見を提案することが可能であり、加えて、アイデアばかりでなく職務に対する疑問や不満等も提案されていることを確認した。	①「(仮称)職員意見検討委員会」の新設を検討する。	①既存の消防職員委員会については、提出意見を募集中の段階であるため、提出意見の内容を確認し検討材料とする。	
		②「意見提案ボックス」、「職員相談窓口」の新設を検討する。		②「意見提案ボックス」、「職員相談窓口」の新設を検討する。	②既存の職員アイデア提案箱については、適宜意見が所管課へ提出されているため、対応内容を確認し検討材料とする。	
	9月	①「(仮称)職員意見検討委員会」の新設を検討する。	9/27 消防職員委員会を実施し、提出された全26件のうち、出来るだけ幅広く意見を取り上げ検討するため、23件の議題について審議した。【結果：①実施することが適当である。6件 ②諸課題を検討する必要がある。3件 ③実施は困難と考える。0件 ④現行どおりでよい。14件】 また、審議対象には該当しなかった3件についても、意見内容を所管課に周知する等、適切に対応している。	①「(仮称)職員意見検討委員会」の新設を検討する。	既存システムにおいて、9月末時点で50件を超える意見や要望に対応している状況であり、これに加え、各所属において人事評価面談による意見聴取や職員からの個別の苦情等へ対応していることを考慮すると、自由な意見を職員から吸い上げる体制は十分に確保されており、追加システムの必要性は低いと考える。 今後は、各システムにおいて吸い上げた意見を適時適切に検討・対応し、各職員にはその状況や結果をしっかりと周知するとともに、その上で更に新たに吸い上げられてくる意見に対しては更に検討・対応・周知を重ねていくという、組織としての継続的な改善サイクルの循環に取り組んでいく。 以上の検討結果を提示し、局内合意形成を図る。	
		②「意見提案ボックス」、「職員相談窓口」の新設を検討する。	職員アイデア提案箱に提出された意見のうち、消防局にかかわるもの(項目「組織・体制・人事」計18件)に対し、全て検討し、「①対応済み。1件 ②見直しに向け検討中。7件 ③費用対効果から実施しない。4件 ④実施困難。4件 ⑤提案者の誤認、主旨不明。2件」として対応を進めており、未対応案件はない。 また、ハラスメント相談窓口(LOGOフォーム)や消防局窓口に通報された全ての事案について、適時に対応している。	②「意見提案ボックス」、「職員相談窓口」の新設を検討する。		
	12月	①「(仮称)職員意見検討委員会」の新設を検討する。	12/26 消防職員委員会で審議した内容について、審議プロセスとなる会議録及び審議結果に対する消防長処置を通知し、全職員に周知した。この中で、「処置しなかったもの」や「諸課題を整理する必要があるもの」については、その理由を明記し説明を行った。(令和7年度の委員会開催時には令和6年度までに検討された事項の実施状況を報告する等、今後も適切に進捗管理していく。) 12/18 職員アイデア提案箱に提出された意見について、消防局にかかわるものの検討結果及び実施内容(又は実施困難とした理由)を整理し、総務局総務課(職員アイデア提案箱の所管課)に回答した。(今後、総務局総務課が職員アイデア提案箱のページに庁内全体分の回答結果をまとめて掲載し、全職員が閲覧可能となる。) また、ハラスメント相談窓口(LOGOフォーム)や消防局窓口に通報された全ての事案について、適時に対応している。			
		②「意見提案ボックス」、「職員相談窓口」の新設を検討する。	既存システム(消防職員委員会、職員アイデア提案箱(LOGOフォーム)、ハラスメント相談窓口(LOGOフォーム))の対応状況を踏まえたこれまでの検討結果のとおり、職員の自由な意見を吸い上げ、適時適切に検討・対応し、その結果を職員にフィードバックするという一連のプロセスを継続的に実施する体制は十分に確保されていることから、「(仮称)職員意見検討委員会」、「意見提案ボックス」、「職員相談窓口」などの追加システムの設置は行わず、今後は既存システムの内容を継続的に職員に周知し、意見をより提出しやすい職場環境づくりを行っていくこととした。			
	3月					

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-3	種別	組織風土の改善		指針	
施策		職員ヒアリング				

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防次長
進捗管理責任者	消防部長

取組指針	基本計画の取組内容
・各課、各消防署職員から、消防局行政職職員が消防業務、職場環境等に関する意見を聴き、各種業務、組織風土等の諸課題を洗い出し、職場環境の整備を進めていく。	➤消防局行政職職員によるヒアリングを各課、各消防署職員に実施する。 ➤ヒアリング結果に対する回答を作成し、職員に周知する。 ➤引き続き、職員の意見を聴く体制整備について検討する。 ➤ヒアリングから明らかになった課題、意見について、各種の施策に反映していく。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 ー：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期 4 月～ 6 月	第 2 期 7 月～ 9 月	第 3 期 10月～12月	第 4 期 1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①ヒアリング結果の整理	①回答(案)の作成 職員周知に向けての調整	①職員周知 →【継続】第4期へ ②ヒアリング から明らかになった課題、意見について、各種施策反映の検討 →【継続】第4期へ	【継続】第3期から→ ①職員周知 【継続】第3期から→ ②ヒアリング から明らかになった課題、意見について、各種施策反映の検討	
①ヒアリング結果に対する回答を作成し、職員に周知する。	消防次長 消防部長						
②ヒアリングから明らかになった課題、意見について、各種施策反映の検討	消防次長 消防部長						
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①ヒアリング結果の整理	①回答(案)の作成 職員周知に向けての調整	①職員周知に向けての更なる調整	①職員周知 ②ヒアリング から明らかになった課題、意見について、各種施策反映の検討及び結果の周知	
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	△	◎	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①ヒアリング結果に対する回答を作成し、職員に周知する。	5・6月 令和5年度に実施した職員124人分のアンケート結果を整理した。	①ヒアリング結果に対する回答を作成し、職員に周知する。	10月 回答を職員周知する。	
	9月	①ヒアリング結果に対する回答を作成し、職員に周知する。	回答(案)を作成し、局内調整を行った。	①ヒアリング結果に対する回答を作成し、職員に周知する。	11月 回答を職員周知する。	
	12月	①ヒアリング結果に対する回答を作成し、職員に周知する。	回答(案)について、より丁寧な検討プロセスを経るため、署長会議及び課長会議にて説明した。 上記により寄せられた意見を回答(案)に反映した。	①ヒアリング結果に対する回答を作成し、職員に周知する。	1月 回答を職員周知する。	職員周知の前に、より丁寧な検討プロセスを経る必要があると判断したため、時期を修正し対応する。
				②ヒアリングから明らかになった課題、意見について、各種施策反映の検討	1月 ヒアリングに寄せられた組織改革につながる意見について、各種施策にどのように反映させていくかの方向性等を「ヒアリング結果に対する回答」で示す。	
	3月	①ヒアリング結果に対する回答を作成し、職員に周知する。	1月 ヒアリングに寄せられた意見を、「組織に関すること」、「業務に関すること」、「現場活動・訓練に関すること」等に分類整理し、各項目の意見要旨と、これらに対する局としての各種施策への反映を検討し、取組状況（消防局組織改革の各種施策への反映状況や、今後の対応の方向性）等を説明・回答する報告書にまとめ、職員に周知した。			
		②ヒアリングから明らかになった課題、意見について、各種施策反映の検討		②ヒアリングから明らかになった課題、意見について、各種施策反映の検討	次年度以降の各種施策の取組においても、ヒアリングに寄せられた意見を各課所管事務の参考に活用していく。 また、施策No.6-2のとおり、職員の自由な意見を聴くシステム(消防職員委員会、職員アイデア提案箱(LOGOフォーム)、ハラスメント相談窓口(LOGOフォーム))が構築されていることから、今後は当該システムの内容を継続的に職員に周知し、意見をより提出しやすい職場環境づくりを行い、職員の意見を聞く体制を継続していく。	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-4	種別	組織風土の改善		指針	
施策			事務の見直し			

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防部長
進捗管理責任者	警防部長

取組指針	基本計画の取組内容
・既存の各種業務の見直しを行い、本部及び消防署勤務職員の事務の効率化、負担軽減と訓練時間を確保していく。 ・DX化について検討し、導入を進める。	>各部において、事務事業の見直しを行う。 【消防部】 1 住宅用火災警報器調査 2 高齢者防火訪問【R5完了】 3 空家・枯草調査【R5完了】 4 花火教室【R5完了】 5 自衛消防訓練指導【R5完了】 6 火災予防イベント 7 防火ポスター配布【R5完了】 8 火災原因調査報告書【R5完了】 9 危険物等立入検査【R5完了】 10 立入検査(消防法第4条) 11 違反是正 12 職場体験 13 庁舎見学 14 消防用設備台帳(基本計画(再発防止策個票)掲載外だが追加実施) 【警防部】 1 消防水利の総合点検 2 部隊活動報告書 3 会議・研修 4 訓練実施計画書 5 救急救命士教育研修 6 救急活動報告書 7 救急担当部長監査 8 救急隊員研修 9 救急救命講習の講師 10「出向、帰署」等の無線交信 11 耐震性防火用井戸点検 >本部員と署員から構成する「(仮称)消防局DXPT」の立ち上げを検討する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 ー：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	
			4 月～ 6 月	7 月～ 9 月	10月～12月	1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①事務事業の見直し(通年) ②消防局DX化に向けた協議及び検討 局内DX推進プロジェクトチーム(以下 「DXPT」という。)の立ち上げ検討 ③査察結果等処理マニュアル(以下「マニ ュアル」という。)の運用開始 ④会議や研修のWEB開催(通年)	①事務事業の見直し(通年) ②DXPTの設置 DXPT検討会の開催 ③マニュアルの運用・改訂(通年)	①事務事業の見直し(通年) ②DXPT検討会の開催 DXPT検討会の中間報告 消防局DX推進ビジョンの作成	①事務事業の見直し(通年) ②消防局DX推進ビジョンの完成 職員周知	
①各種業務について、検討・見直しを行う。	消防部長 警防部長						
②本部員と署員から構成する「(仮称)消防局DXPT」の立ち上げを検討する。	消防部長 警防部長 各課長						
③「査察結果等処理マニュアル」の運用を開始する。	査察課						
④会議や研修をWEBでの開催を進める。	各課						
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①事務事業の見直し(通年) ②DXPTの立ち上げ検討 ③マニュアルの運用開始 ④会議や研修のWEB開催(通年)	①事務事業の見直し(通年) ②DXPTの設置 DXPT検討会の開催 ③マニュアルの運用・改訂(通年)	①事務事業の見直し(通年) ②DXPT検討会の開催 DXPT検討会の中間報告 消防局DX推進ビジョンの作成	①事務事業の見直し(通年) ②消防局DX推進ビジョンの完成 職員周知	
③「査察結果等処理マニュアル」の運用を開始する。	各消防署						
④会議や研修をWEBでの開催を進める。	各消防署						
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	○	◎	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	9月	(消防部) ①各種業務について、検討・見直しを行う。	【予防課】 消防部 - 1 (住宅用火災警報器調査) : イベント等でのアンケート調査を継続した。(9月末時点 : 回答数455件、設置率88.35%) 消防部 - 6 (火災予防イベント) : 各種イベント等で予防広報活動を実施した。(計59回) 【査察課】 消防部 - 10 (立入検査) : 立入検査の代替手法 (通信査察) について導入効果を検証し、検討した。 【消防総務課】 消防部 - 12 (職場体験) : 教育機関等の要望に沿って、公務に支障がないよう調整を図って実施している。 消防部 - 13 (庁舎見学) : 教育機関等の要望に沿って、公務に支障がないよう調整を図って実施している。 【査察課】 消防部 - 14 (消防用設備台帳) : 消防用設備台帳マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業の見直しを検討した。(仕様書案作成)	(消防部) ①各種業務について、検討・見直しを行う。	消防部 - 1 アンケート調査を継続する。 消防部 - 6 予防広報活動を継続する。 消防部 - 10 通信査察の検討を継続する。(実施要領案の作成) 消防部 - 12 教育機関など申請者の要望に沿って実施している事業であり、廃止や見直しは困難な事業であるが、毎年度実施する職場体験や庁舎見学について、署長会議等で実施時期を共有し、相手側の理解が得られる場合は合同開催を実施していく。 消防部 - 14 マイクロフィルム化を廃止し、新規分のマイクロフィルム管理に係る負担軽減の実現及び予算要求減額分(70万円)を局内予算で活用可能とする。	
		②本部員と署員から構成する「(仮称)消防局DXPT」の立ち上げを検討する。	(DXPT関係) 7/18 第2回署長会議の場で、DXPT設置について提案し、各所属長の合意形成を行った。 7/25 20代、30代の職員37人で構成するDXPTを設置した。 8/2 第1回検討会を開催した。(リーダー等の選定、今後の検討会のあり方、スケジュール等) 9/4 第2回検討会を開催した。(全職員から集約した意見、要望等の整理、分析。検討シートの作成) 9/5 横浜市消防局へ、勤怠管理システムを主とした視察を実施した。 (所管課の取組) 【予防課】 危険物、石油コンビナートに関する届出書(45様式・60手続)の記載例を作成し、電子申請システム及び申請書ダウンロードシステムに掲載した。 【査察課】 建築確認(住宅、長屋に限る。以下同じ。)に係る消防同意事務等の電子化を検討した。(関係要綱の改正)	②本部員と署員から構成する「(仮称)消防局DXPT」の立ち上げを検討する。	(DXPT関係) 10/7 第3回検討会を開催する。(意見要望の整理分析) 10/10 視察研修を実施する。(地方自治情報化推進フェア、幕張) 10/25 第4回検討会を開催する。(検討シートへの落とし込み) 11/12 中間報告を行う。(第7回局会議) 11/26 第5回検討会を開催する。(関係各課聞取り、協議) 12/10 第6回検討会を開催する。(ビジョン案の作成) (所管課の取組) 【予防課】 消防法、保安3法及び静岡市火災予防条例に基づく届出書(記載例含む)の電子申請化運用開始を検討する。 【査察課】 建築確認に係る消防同意事務等の電子申請の運用を開始する。(10月予定) 届出・申請の電子化の拡充を行う。(LOGOフォーム)	
		③「査察結果等処理マニュアル」の運用を開始する。	随時、各消防署の意見等を聴いて取り入れ、「査察結果等処理マニュアル」の改訂及び周知を行った。	③「査察結果等処理マニュアル」の運用を開始する。	各消防署の意見等を取り入れた改訂を一通り完了した。ただし、更なる意見等に基づき、今後も必要に応じて適時の検討・改訂を行う。(通年実施)	
	12月	(消防部) ①各種業務について、検討・見直しを行う。	【予防課】 消防部 - 1 (住宅用火災警報器調査) : イベント等でのアンケート調査を継続した。(12月末時点 : 回答数3,929件、設置率90.12%) 消防部 - 6 (火災予防イベント) : 各種イベント等で予防広報活動を実施した。(計145回) 【査察課】 消防部 - 10 (立入検査) : 実施要領案の作成等、立入検査の代替手法 (通信査察) について導入効果を検証し、検討した。 【消防総務課】 消防部 - 12 (職場体験) : 教育機関等の要望に沿って、公務に支障がないよう調整を図って実施している。 消防部 - 13 (庁舎見学) : 教育機関等の要望に沿って、公務に支障がないよう調整を図って実施している。 【査察課】 消防部 - 14 (消防用設備台帳) : 消防用設備台帳マイクロフィルム化及び電子ファイル化事業の見直しを実施し、マイクロフィルム化を廃止し、新規分のマイクロフィルム管理に係る負担軽減の実現及び予算要求減額分(70万円)を局内予算で活用可能とした。(完了)	(消防部) ①各種業務について、検討・見直しを行う。	消防部 - 1 アンケート調査を継続する。 消防部 - 6 予防広報活動を継続する。 消防部 - 10 通信査察の検討を継続する。(期待される主効果(消防用設備等点検報告率の上昇)の検討) 消防部 - 12 教育機関など申請者の要望に沿って実施している事業であり、廃止や見直しは困難な事業であるが、毎年度実施する職場体験や庁舎見学について、署長会議等で実施時期を共有し、相手側の理解が得られる場合は合同開催を実施していく。	
		②本部員と署員から構成する「(仮称)消防局DXPT」の立ち上げを検討する。	(DXPT関係) 10/7 第3回検討会を開催した。(意見要望の整理分析) 10/10 DXチーム員の視察研修を実施した。(幕張メッセ・地方情報化推進フェア) 10/25 第4回検討会を開催した。(検討シートへの落とし込み) 11/12 中間報告(DX推進ビジョン案となる4つ柱の合意形成)を実施した。(第7回局会議) 11/26 第5回検討会を開催した。(関係各課聞取り、協議) 12/10 第6回検討会を開催した。(ビジョン案の作成) (所管課の取組) 【予防課】 消防法、保安3法及び静岡市火災予防条例に基づく届出書(記載例含む)の電子申請化運用を可能なものから順次開始した。 【査察課】 建築確認に係る消防同意事務等の電子申請の運用を開始した。(10月) 電子申請を実施する火災予防関係届出種別64申請を決定。当初分として、48申請について電子申請システム(Logoフォーム)での火災予防関係届出基本フォームを作成。署フォーム作成依頼を12月25日に発出。電子申請による火災予防関係届出の事務処理マニュアルの作成に着手した。	②本部員と署員から構成する「(仮称)消防局DXPT」の立ち上げを検討する。	(DXPT関係) 1月 第7回検討会を開催する。(ビジョン案作成) 1/10~ 関係各課とDXヒアリング実施 2月 第8回検討会を開催する。(ヒアリング結果とビジョン案修正) 3月 第9回検討会を開催する。(ビジョンの合意形成、BPRの集約結果報告) DX推進ビジョン完成、局会議報告 (所管課の取組) 【予防課】 消防法、保安3法及び静岡市火災予防条例に基づく届出書(記載例含む)の電子申請化運用の順次開始を継続する。 【査察課】 電子申請を拡充した火災予防関係届出種別48申請のLogoフォームによる受付を2月1日から開始する。	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-5	種別	組織風土の改善		指針	
施策			コミュニケーションの改善			

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防部長(消防総務課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・情報共有、情報発信を強化することで、コロナ禍以前と比較し、希薄となっている所属間及び職員間のコミュニケーションを改善していく。 ・大規模災害時の参集と地域との更なるコミュニケーション強化を図るため、広域3消防署の地域事情に精通した職員の配置。	➢静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」を創刊する。【消防総務課】 ➢局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理を行う。【消防総務課】 ➢各小隊や係単位で、「職場内ミーティング(KYT)」を定期的 to 実施する。【安全対策課】 ➢心理的安全性(災害活動や係事務を遂行する上で不安を感じることなく、疑問点や意見等を安心して発言できる状態)の風土構築に向け、研修等を通じて職員に浸透させていく。【安全対策課】 ➢広域3消防署に広域前の当該市町職員が50%以上の割合となるように配置する。また、地域枠採用について検討する。【消防総務課】

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 ー：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	
			4 月～ 6 月	7 月～ 9 月	10 月～12 月	1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」春号発行	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」夏号発行(8/15まで)	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」秋号発行(11/15まで)	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」冬号発行(2/15まで)	
①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の四半期ごとの発行	消防総務課		②局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理	②局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理	②既存の会議体の整理(検討内容、頻度、課題など)	②各会議体の整理完了【第3期において完了】	
②局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理	消防総務課		③人事配置・地域枠採用の検討	③人事配置・地域枠採用の検討	③人事配置・地域枠採用の検討	③人事配置・地域枠採用の検討	
③人事配置・地域枠採用の検討	消防総務課		④各小隊や係単位で「職場内ミーティング」を定期的 to 実施する。	④各小隊や係単位で「職場内ミーティング」を定期的 to 実施する。	④各小隊や係単位で「職場内ミーティング」を定期的 to 実施する。	④各小隊や係単位で「職場内ミーティング」を定期的 to 実施する。	
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」春号発行	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」夏号発行(8/15まで)	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」秋号発行(11/15まで)	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」冬号発行(2/26)	
④各小隊や係単位で、「職場内ミーティング」を定期的 to 実施する。	各消防署		②局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理	②局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理	②各会議体の整理完了		
			③人事配置・地域枠採用の検討	③人事配置・地域枠採用の検討	③人事配置・地域枠採用の検討	③人事配置・地域枠採用の検討	
			④各小隊や係単位で「職場内ミーティング」を定期的 to 実施する。	④各小隊や係単位で「職場内ミーティング」を定期的 to 実施する。	④各小隊や係単位で「職場内ミーティング」を定期的 to 実施する。	④各小隊や係単位で「職場内ミーティング」を定期的 to 実施する。	
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	○	◎	

		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由及び今後の対応
具体的な 取組内容	6月	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の四半期ごとの発行	5/8 春号を発行した。	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の四半期ごとの発行	8月 夏号を発行する。	
		②局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理	(各会議体の実施状況) ・局会議 … 状況に応じてWEB形式で実施した。(定期3回、臨時1回) ・部会議 … 本部ミーティングを隔週、部ミーティングを隔週で実施した。 ・署長会議など … 必要に応じて実施した。	②局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理	各会議体の整理に向けた検討を実施する。	
		③人事配置・地域枠採用の検討	静岡市人事委員会事務局から地域枠採用・配置に関して厚生労働省が公表している情報を収集した。(原則禁止) 採用後に特定の地域に居住することを受験資格としている他市自治体の情報を収集した。(例外的)	③人事配置・地域枠採用の検討	10月 地域枠採用に対する法律上の課題 地域枠配置に対する消防局の課題を整理する。	
		④各小隊や係単位で、「職場内ミーティング」を定期的に実施する。	・職場内ミーティング … 毎勤務時の連絡会等を実施した。また、災害対応後等、適宜必要に応じて実施した。	④各小隊や係単位で、「職場内ミーティング」を定期的に実施する。	職場内ミーティングを今後も定期的 to 実施する。	
	9月	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の四半期ごとの発行	8/13 夏号を発行した。	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の四半期ごとの発行	11月 秋号を発行する。	
		②局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理	各会議体の統廃合を含めた整理の必要性を検討した。 (各会議体の実施状況) ・局会議 … 状況に応じてWEB形式で実施した。(定例2回、臨時2回実施) ・部会議 … 本部ミーティングを隔週、部ミーティングを毎週で実施した。 ・署長会議など … 必要に応じて実施した。	②局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理	第3期に整理の必要性について結論を提示し、局内合意形成を図る。	
		③人事配置・地域枠採用の検討	地域枠採用及び配置を可能とした場合の課題を整理した。 (キャリア形成、特定地域に勤務させる期間、公平な昇任機会、地域手当の明示、人材確保等)	③人事配置・地域枠採用の検討	1月 静岡地域消防運営協議会で地域枠採用・配置に係る消防局の考え方を報告する。	
		④各小隊や係単位で、「職場内ミーティング」を定期的に実施する。	・職場内ミーティング … 毎勤務時の連絡会等を実施した。また、災害対応後等、適宜必要に応じて実施した。 (第2期は、綱紀肅正及び服務規律の保持についての通知の発出に合わせても実施した。)	④各小隊や係単位で、「職場内ミーティング」を定期的に実施する。	職場内ミーティングを今後も定期的 to 実施する。	
	12月	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の四半期ごとの発行	11/12 秋号を発行した。 12/9 増刊号No.1を発行した。	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の四半期ごとの発行	2月 冬号を発行する。	
		②局会議、部会議及び署長会議などの各会議体の整理	各会議体の統廃合を含めた整理の必要性を検討した。 (各会議体の実施状況) ・局会議 … 状況に応じてWEB形式で実施した。(定例3回実施) ・部会議 … 本部ミーティングを隔週、部ミーティングを毎週で実施した。 ・署長会議など … 必要に応じて実施した。 実施状況を踏まえた検討の結果、各会議体それぞれの必要性は確認できたものの、各会議体の役割・権限が曖昧となっている運用上の課題も把握された。したがって、各所属での会議結果・検討事項を局会議(最高決定会議)まで上申する流れにおいて、必要に応じて各会議体(部会議、署長会議など)で検討・決定できるように体系を整理した。(12月の署長会議、課長会議にて職員ヒアリングへの回答の一環として説明し、各所属長の共通理解を得た。)			
		③人事配置・地域枠採用の検討	10月 静岡市人事委員会事務局に照会を行い、地域枠採用に係る法的課題を整理した。 11月 事務委託方式で広域消防を運営する全国17消防本部(局)への照会を行い、地域枠採用及び地域枠配置の有無を確認した。 12月 地域枠採用導入に係る公平性の課題を整理した。 (キャリア形成の制約、処遇格差の懸念、職員意識の分断、組織運営の複雑化・人事の硬直化)	③人事配置・地域枠採用の検討	1月 静岡市教育委員会、静岡県教育委員会(未来創造枠)、京都府教育委員会(北部採用枠)に教員の地域枠採用及び配置について照会を行う。 地域枠採用・配置に係る整理した課題(法的正当性と職員の公平性)について、必要に応じて静岡地域消防運営協議会で報告する。	
		④各小隊や係単位で、「職場内ミーティング」を定期的に実施する。	・職場内ミーティング … 毎勤務時の連絡会等を実施した。また、災害対応後等、適宜必要に応じて実施した。	④各小隊や係単位で、「職場内ミーティング」を定期的に実施する。	職場内ミーティングを今後も定期的 to 実施する。	
3月	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の四半期ごとの発行	2/26 冬号を発行した。	①静岡市消防局情報誌「カワセミタイムス」の四半期ごとの発行	令和7年度 春号を発行する。(継続)		
	③人事配置・地域枠採用の検討	地域枠採用に係る情報収集として、静岡市教育委員会、静岡県教育委員会(未来創造枠)、京都府教育委員会(北部採用枠)に教員の地域枠採用及び配置について照会を行った。 次年度の人事配置にあたって、令和6年度体制と同様に、広域3消防署に広域前の当該市町職員が50%以上の割合となるように配置した。	③人事配置・地域枠採用の検討	地域枠採用・配置に係る課題(法的正当性と職員の公平性)が整理されたが、引き続き情報収集に努め、今後も必要に応じて検討を行う。(継続) 広域3消防署に広域前の当該市町職員が50%以上の割合となるように配置する。(継続)		
	④各小隊や係単位で、「職場内ミーティング」を定期的に実施する。	・職場内ミーティング … 毎勤務時の連絡会等を実施した。また、災害対応後等、適宜必要に応じて実施した。	④各小隊や係単位で、「職場内ミーティング」を定期的に実施する。	職場内ミーティングを今後も定期的 to 実施する。(継続)		

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-6	種別	組織風土の改善		指針	
施策		人材育成ビジョンの見直し				

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防部長(消防総務課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・既存の人材育成ビジョンについて、策定後の局内状況(安全文化の醸成、定年引上げ等)、社会情勢の変化を踏まえ、内容の見直しを行う。	> 静岡市消防局人材育成ビジョンを改訂する。 以下4点を主な改訂部分とし、「改訂の経緯」「対応すべき課題」「力を入れるポイント」とそれぞれ整理して記載する。 ① 安全文化を醸成する組織風土の構築 ② 定年延長に伴う高齢期職員の活躍推進 ③ 職員研修体制の再構築 ④ キャリアプランの策定

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容				R7年度以降の取組項目	
		時期	第 1 期 4 月～ 6 月	第 2 期 7 月～ 9 月	第 3 期 10月～12月		第 4 期 1 月～ 3 月
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①人材育成ビジョンの改訂作業	①改訂版人材育成ビジョンの完成 キャリアプランと併せ職員周知 →【継続】第3期及び第4期へ	【継続】第2期から→ ①- 1 改訂版人材育成ビジョンの完成 →【継続】第4期へ	【継続】第3期から→ ①- 1 改訂版人材育成ビジョンの完成 【継続】第2期から→ ①- 2 キャリアプランと併せ職員周知	
①改訂版人材育成ビジョンの発行	消防総務課						
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①人材育成ビジョンの改訂作業	①人材育成ビジョンの改訂作業	①人材育成ビジョンの改訂作業	①- 1 改訂版人材育成ビジョンの完成 ①- 2 キャリアプランと併せ職員周知	
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	△	△	◎	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の理由 及び今後の対応
	6月	①改訂版人材育成ビジョンの発行	4月～6月 令和5年度末に作成した素案について、人事課人材育成係から意見を聴取した。他消防本部の人材育成ビジョン(基本方針)の情報を収集した。改訂に係る作業を行った。	①改訂版人材育成ビジョンの発行	8月 改訂版人材育成ビジョンを完成する。全職員に通知・発出する。	
	9月	①改訂版人材育成ビジョンの発行	7月～9月 局内調整を行った。改訂に係る作業を行った。令和6年度版の素案を作成した。	①改訂版人材育成ビジョンの発行	11・12月 最終案の局内調整を行い、完成する。全職員に通知・発出する。	職員採用試験の追加募集に係る業務が生じ、これを優先する必要があったため、時期を修正し対応する。
	12月	①改訂版人材育成ビジョンの発行	令和6年度改訂版(案)について、より丁寧な検討プロセスを経るため、署長会議及び課長会議にて説明した。上記により寄せられた意見を令和6年度改訂版(案)に反映した。	①改訂版人材育成ビジョンの発行	1月 再度、局内調整を行い、完成する。2月 全職員に通知・発出する。	職員周知の前に、より丁寧な検討プロセスを経る必要があると判断したため、時期を修正し対応する。
	3月	①改訂版人材育成ビジョンの発行	1/31 「静岡市消防局新入人材育成ビジョン(改訂版)」を完成し、「キャリアプラン」と併せ、各所属へ通知(職員周知)した。	①改訂版人材育成ビジョンの発行	消防に対する住民ニーズ、消防を取り巻く社会環境等の様々な変化に対応するため、4～5年ごとに必要に応じた改訂作業を検討する。	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-7	種別	組織風土の改善		指針	
施策		研修の見直し(将来像を見据えた体系的な研修制度の構築)				

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防部長(消防総務課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・職員が「必要としている」、「受講したい」研修が受講できていない現状を見直す。 ・幹部職員の資質向上を目的とした研修を実施する。 ・警備体制や受講者の負担軽減について検討していく。	➢各課が実施を希望する研修を取りまとめ、実施時期、研修分類(必須、専門、階層別、選択)と受講形態(集合、リモート、eラーニング)を整理し研修計画を作成する。 ➢全ての研修を8つの目指す人材像にリンクさせ、研修効果を見える化する。 ➢研修後にLOGOフォームによるアンケートを行い、各研修を評価する仕組み、職員が希望する研修の意見聴取する仕組みを検討する。 ➢集合研修に変わる受講形態として、エスナビによる動画研修、m-navi動画配信管理システムを活用したeラーニング研修を検討する。 ➢受講期間が過ぎた研修については、資料を共有フォルダ内でライブラリー化するナレッジバンクシステムの構築を検討する。 ➢消防大学校への派遣研修は、選考基準(消大要件と局要件)をキャリアプランに記載するか検討する。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期 4 月～ 6 月	第 2 期 7 月～ 9 月	第 3 期 10 月～12 月	第 4 期 1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①年間研修計画の作成作業 ・各課所管研修の取りまとめ ・他消防本部の研修計画の収集 ・研修の分類化 ②新所属長研修(新課長、新署長)、新 管理職研修(新消防司令長)の実施	①年間研修計画の作成作業 ・研修受講形態の整理 ・研修内容と目指す人材像の整理 ・年間研修計画の完成 →【継続】第3期へ	【継続】第2期から→ ①年間研修計画の完成 →【中止及び変更】第4期「令和7年度の 年間研修計画の完成」へ	①- 1 令和 7 年度の研修計画作成に向 けた情報収集(各課・人事課)及び作業 【変更】第3期から→ ①- 2 令和 7 年度の年間研修計画の完 成	
①局の年間研修計画を作成、職 員周知を行うとともに、研修方 法(受講形態)の見直しを行う。	消防総務課						
②新署長研修、新管理職研修を 新設	消防総務課						
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①年間研修計画の作成作業 ②新所属長研修(新課長、新署長)、新 管理職研修(新消防司令長)の実施	①年間研修計画の作成作業	①「令和 6 年度下半期年間研修計画完 成」から「令和 7 年度年間研修計画完 成」への変更検討 令和 7 年度の研修計画作成に向けた 情報収集(人事課)及び作業	①- 1 令和 7 年度の研修計画作成に向 けた情報収集(各課・人事課)及び作業 ①- 2 令和 7 年度の年間研修計画の完 成	
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	△	△	◎	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①局の年間研修計画を作成、職員周知を行うとともに、研修方法(受講形態)の見直しを行う。	4月 本部各課が所管する研修のとりまとめを行った。 5月 他消防本部の研修計画について情報を収集した。 DX推進課から「エスナビによる動画研修」、「m-navi(エムナビ)による動画配信管理システム」の活用に係る情報を収集した。 6月 研修分類を実施した。(必須、専門、階層、選択)	①局の年間研修計画を作成、職員周知を行うとともに、研修方法(受講形態)の見直しを行う。	7月 全ての研修について受講形態を整理する。 (集合、リモート、eラーニング) 8月 研修と目指す人材像のリンク作業を行う。 9月 研修計画(令和6年度下半期版)を完成する。 全職員に通知・発出する。	
		②新署長研修、新管理職研修を新設	5月 新所属長研修(新課長3人・新署長5人)、新管理職研修(新消防司令長9人)を実施した。			
	9月	①局の年間研修計画を作成、職員周知を行うとともに、研修方法(受講形態)の見直しを行う。	9月 各課が所管する全ての研修について、受講形態を整理した。(集合、リモート、eラーニング) 本部各課に照会を行い、研修と8つの目指す人材像のリンク作業を実施した。	①局の年間研修計画を作成、職員周知を行うとともに、研修方法(受講形態)の見直しを行う。	11月 研修計画(令和6年度下半期版)の素案を作成する。 12月 本部各課と職員安全指導係を対象にした研修会議を開催して意見を聴取し、完成する。 1月～ 令和7年度研修計画の作成作業を行う。	職員採用試験の追加募集に係る業務が生じ、これを優先する必要があったため、時期を修正し対応する。
	12月	①局の年間研修計画を作成、職員周知を行うとともに、研修方法(受講形態)の見直しを行う。	12月 第2期において、やむを得ず取組時期を修正対応(12月に令和6年度下半期研修計画を完成)としたが、局内各所属の下半期の業務スケジュールが既に概ね固まっており、12月に下半期の研修計画を示す必要性は低くなっているものと判断し直し、令和6年度下半期研修計画の作成を取り止め、代わりに令和7年度の年間研修計画を年度内に前倒しして完成することとした。 総務局人事課の令和7年度研修計画を受領し、消防局の研修日程と重複しないよう年間研修計画に反映した。	①局の年間研修計画を作成、職員周知を行うとともに、研修方法(受講形態)の見直しを行う。	1月 本部各課へ令和7年度の研修予定を照会する。 2月 研修計画(令和7年度版)の素案を作成する。 本部各課と職員安全指導係を対象にした研修会議を開催して意見を聴取し、完成する。	第2期の時期修正対応後に再検討した結果、令和6年度下半期研修計画の必要性が低くなっていたため。代わりに、令和7年度年間研修計画を前倒しして年度内に完成する。
	3月	①局の年間研修計画を作成、職員周知を行うとともに、研修方法(受講形態)の見直しを行う。	1月 本部各課と研修スケジュールの調整を行った。 2月 研修の体系化及び研修個票の作成を行った。 3月 令和7年度版の「研修計画書」を完成し、各所属へ通知(職員周知)した。	①局の年間研修計画を作成、職員周知を行うとともに、研修方法(受講形態)の見直しを行う	内容のブラッシュアップを行いながら、年間研修計画の作成を継続的に実施していく。	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-8	種別	組織風土の改善		指針	
施策			キャリアプランの提示			

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防部長(消防総務課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・昇任昇格や、各職員が 目指す業務に従事するた めに、今後どのような経 験を積み、どのようなス キルを身に着ければよい のかといった道筋となる キャリアプランを作成す る。	➢キャリアプラン(案)を作成し、消防署の意見聴取を実施する。 ➢人材育成ビジョンと併せて職員周知を行う。 ➢各課の業務体験、体験型研修の機会を通じて、周知する場を設ける。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容				R7年度以降の取組項目	
		時期	第 1 期 4 月～ 6 月	第 2 期 7 月～ 9 月	第 3 期 10月～12月		第 4 期 1 月～ 3 月
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①キャリアプラン(案)の見直し作業	①キャリアプランの完成 人材育成ビジョンと併せ職員周知 →【継続】第3期及び第4期へ	【継続】第2期から→ ①- 1 キャリアプランの完成 →【継続】第4期へ	【継続】第3期から→ ①- 1 キャリアプランの完成 【継続】第2期から→ ①- 2 人材育成ビジョンと併せ職員周知 ②特定分野の業務に従事する職員との 座談会、各課での業務体験(体験型研 修)の企画・立案	
①職員のキャリア形成のため、 キャリアプランを作成し周知を 図る。	消防総務課						
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①キャリアプラン(案)の見直し作業	①キャリアプラン(案)の見直し作業	①キャリアプラン(案)の見直し作業	①- 1 キャリアプランの完成 ①- 2 人材育成ビジョンと併せ職員周知 ②特定分野の業務に従事する職員との 座談会の企画・立案・実施	
②特高、山岳、水難隊員等の特 殊部隊や各課員等との座談会を 継続実施	消防総務課						
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	△	△	◎	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①職員のキャリア形成のため、キャリアプランを作成し周知を図る。	令和5年12月に消防署から聴取した意見を踏まえ、キャリアプラン(案)の見直し作業を実施した。	①職員のキャリア形成のため、キャリアプランを作成し周知を図る。	8月 キャリアプランを完成する。 全職員に通知・発出する。	
	9月	①職員のキャリア形成のため、キャリアプランを作成し周知を図る。	8月 各課にキャリアプラン(案)の意見照会を実施した。 9月 照会結果から「昇任試験受験要件」、「消防大学校等の入校要件」及び「本部各課の業務説明」の追記を検討した。 10月 照会結果に基づく修正作業を実施した。	①職員のキャリア形成のため、キャリアプランを作成し周知を図る。	11・12月 最終案の局内調整を行い、完成する。 1月 全職員に通知・発出する。	職員採用試験の追加募集に係る業務が生じ、これを優先する必要があったため、時期を修正し対応する。
	12月	①職員のキャリア形成のため、キャリアプランを作成し周知を図る。	キャリアプラン(案)について、より丁寧な検討プロセス経るため、署長会議及び課長会議にて説明した。 上記により寄せられた意見をキャリアプラン(案)に反映した。	①職員のキャリア形成のため、キャリアプランを作成し周知を図る。	2月 再度、局内調整を行い、完成する。 全職員に通知・発出する。	職員周知の前に、より丁寧な検討プロセスを経る必要があると判断したため、時期を修正し対応する。
				②特高、山岳、水難隊員等の特殊部隊や各課員等との座談会を継続実施	1月 3年目研修の日程調整、企画立案(特定分野の業務に従事する職員から業務説明、座談会) 3月 3年目研修の実施	
	3月	①職員のキャリア形成のため、キャリアプランを作成し周知を図る。	1/31 「静岡市消防局キャリアプラン」を完成し、「人材育成ビジョン」と併せ、各所属へ通知(職員周知)した。	①職員のキャリア形成のため、キャリアプランを作成し周知を図る。	別途策定予定の「(仮称)静岡市消防局女性消防吏員活躍推進ビジョン」や「高齢期職員雇用に係る局方針」等を踏まえ、育児休業から復職した女性消防吏員や定年引上げに伴う高齢期職員に対するキャリアプランの追加記載を検討していく。	
		②特高、山岳、水難隊員等の特殊部隊や各課員等との座談会を継続実施	3/7 採用3年目キャリア研修として、特殊部隊等の説明及び座談会を実施した。	②特高、山岳、水難隊員等の特殊部隊や各課員等との座談会を継続実施	採用3年目研修(ジョブトライアル)として、体験型研修の実施を検討する等、内容のブラッシュアップを継続的に実施していく。	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-9	種別	組織風土の改善		指針	
施策		女性活躍の推進				

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防部長(消防総務課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・女性吏員がより働きやすい、心理的安全性のある職場環境(ハード・ソフト両面)の整備を進めていく。 ・職域の拡大、管理職への登用を行い、ロールモデルとなる職員を育成する。	> 具体的な目標設定を行うことを検討する。 (雇用率5%のみならず、平均勤続年数、管理職登用者数、職位ごとの登用者数、離職率等) > 女性消防吏員が将来のビジョンを描きやすくするために以下5点を検討する。 ・キャリアプランの提示 ・職域の更なる拡大として国、県、市長部局等への派遣、人事交流を検討 ・管理職、係長、小隊長への積極的登用 ・各種プロジェクトへの参画(指令システム構築、広域化協議、庁舎移転等) ・ロールモデルとなる職員の育成のため、市長部局や他政令市消防本部の女性管理職の話を聞く場を設ける。(市長部局であれば女性管理職の業務疑似体験等) > 女性用施設の整備を更に推進していく。 > 男女限らず心理的安全性が確保された職場が理想であるため、人事課主催の研修に頼ることなく消防局独自で職員の意識改革のための研修を行う。 > ライフイベントによる職員の環境変化に柔軟に対応する組織であることを示す。 ・ワークライフバランスの一層の充実(日勤救急隊の増隊等) ・出産、育児休暇等からの職場復帰への支援(支援プログラムの策定、周知、一時的な日勤配置等) > 女性消防吏員からの意見を聴取する。(プロジェクトチームによる意見聴取、座談会等の開催等)

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	
			4 月～ 6 月	7 月～ 9 月	10月～12月	1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①女性活躍PTのあり方の検討	①公募型によるメンバーの 人選 女性活躍PTの設置 第 1 回女性活躍PT会議の開催 →【継続】第3期及び第4期へ	【継続】第2期から→ ①- 1 公募型によるメンバーの 人選 女性活躍PTの設置	【継続】第2期から→ ①- 2 第 1 回女性活躍PT会議の開催	・ 女性活躍PT会議の開催 ・ 全職員アンケートの実施 ・ 課題の抽出及び整理 ・ (仮称) 女性活躍ビジョンの策定
①各種課題について、女性消防 吏員を参画させた女性活躍PTを 立ち上げ、職員の意見を聴取、 スケジュール感のある取組案を 策定する。(～令和7年度)	消防総務課						
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①女性活躍PTのあり方の検討	①女性活躍PTのあり方の検討	①- 1 公募型によるメンバーの 人選 女性活躍PTの設置	①- 2 第 1 回女性活躍PT会議の開催	
取組項目全体の進捗状況	○	各期の進捗状況	○	△	○	○	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①各種課題について、女性消防吏員を参画させた女性活躍PTを立ち上げ、職員の意見を聴取、スケジュール感のある取組案を策定する。	6月 メンバー構成、議論する内容、検討事項を実行に移すプロセス、スケジュールを検討した。 女性活躍PT設置要綱(案)を作成した。	①各種課題について、女性消防吏員を参画させた女性活躍PTを立ち上げ、職員の意見を聴取、スケジュール感のある取組案を策定する。	7月 公募型によるメンバーの人選を行う。 8月 女性活躍PTを設置する。 9月 第1回女性活躍PT会議を開催する。	
	9月	①各種課題について、女性消防吏員を参画させた女性活躍PTを立ち上げ、職員の意見を聴取、スケジュール感のある取組案を策定する。	8月 検討事項を実行に移すプロセス、スケジュールを再検討し、修正した。	①各種課題について、女性消防吏員を参画させた女性活躍PTを立ち上げ、職員の意見を聴取、スケジュール感のある取組案を策定する。	11月 公募型によるメンバーの人選を行う。 12月 女性活躍PTを設置する。 1月 第1回女性活躍PT会議を開催する。 女性活躍PT会議で検討された事項について、LoGo フォームにて全職員アンケートを実施する。 全職員アンケート結果から意見集約した検討事項 ・解決策を局会議で報告する。	職員採用試験の追加募集に係る業務が生じ、これを優先する必要があったため、時期を修正し対応する。
	12月	①各種課題について、女性消防吏員を参画させた女性活躍PTを立ち上げ、職員の意見を聴取、スケジュール感のある取組案を策定する。	12月 女性活躍PT(案)を署長会議及び課長会議にて説明した。 女性活躍PTを設置。各所属にメンバー公募に係る次長通知を発出し、メンバーの人選を開始した。	①各種課題について、女性消防吏員を参画させた女性活躍PTを立ち上げ、職員の意見を聴取、スケジュール感のある取組案を策定する。	～3月 第1回女性活躍PT会議を開催する。	
	3月	①各種課題について、女性消防吏員を参画させた女性活躍PTを立ち上げ、職員の意見を聴取、スケジュール感のある取組案を策定する。	3/3 女性活躍PTメンバーを決定した。 3/21 第1回女性活躍PT会議を開催した。(リーダー・サブリーダーの選出、会議とワーキンググループの進め方について)	①各種課題について、女性消防吏員を参画させた女性活躍PTを立ち上げ、職員の意見を聴取、スケジュール感のある取組案を策定する。	女性消防吏員を含む全ての職員がその能力を最大限に発揮できる職場環境の整備を目指し、女性活躍PT会議において、職員意見の聴取、課題の整理・検討及び「(仮称)静岡市消防局女性消防吏員活躍推進ビジョン」の策定を行う。	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-10	種別	組織風土の改善		指針	
施策		定年引上げに伴う高齢期職員の雇用				

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防次長
進捗管理責任者	消防部長(消防総務課)

取組指針	基本計画の取組内容
・ 高齢期職員の雇用について、局としての方針を明確にする。 ・ 61歳以降も安定した体力を維持することで、消防吏員としての最高の能力を発揮出来るようにするとともに、訓練、現場での傷害予防・公務災害の防止を図っていく。	> 定年延長制度に関する局方針の提示及び60歳を迎える職員に対する意向確認を行う。 > 上記方針に基づく、高齢期職員ポストの新設、現場要員確保のための増員要望を行う。 > 定年延長により災害対応職員の高齢化が進むことになるため、体力の低下を防ぎ、体力を維持を目的とする「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」を策定する。 > 上記プログラムに基づき、高齢期職員の体力を把握するとともに、体力を維持管理できる環境を整える。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	
			4 月～ 6 月	7 月～ 9 月	10 月～12 月	1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①高齢期職員雇用に係る局方針（以下「局方針」という。）の検討 <				

具体的な 取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①高齢期職員の任用、配置等についての方針案を策定する。	具体的配置案及び必要な増員数について検討した。	①高齢期職員の任用、配置等についての方針案を策定する。	年度前半を目途に、60歳を迎える職員に対する意向確認及び局方針(案)を作成し、局会議等の会議体での協議、合意形成を行う。	
		②「静岡市消防局体力維持向上プログラム」を運用開始する。	「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」暫定版をもとに各所属説明会を実施し、各所属からの意見集約及び質問に対するQAを作成した。	②「静岡市消防局体力維持向上プログラム」を運用開始する。	「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の運用を開始する。	
	9月	①高齢期職員の任用、配置等についての方針案を策定する。	60歳を迎える職員に対する意向確認の結果、14名中10名から早期退職希望があったことや、広域運営計画の見直しで人員配置の新たな検討要素(牧之原指揮隊の新設等)が生じたことから、局方針(案)の更なる検討を行った。 各所属長から組織機構改正等ヒアリングを実施した。(9/20・24)	①高齢期職員の任用、配置等についての方針案を策定する。	局方針(案)を作成し、局会議等の会議体での協議、合意形成を行う。 消防部長、警防部長から総務局次長に対し、組織機構改正等要望を実施する。(10/9) 消防局長から総務局長に対し、組織機構改正等要望を実施する。(10/23)	令和6年度第2期中の局内周知を目指していたが、高齢期職員の動静と職員増減の方向性を注視する必要があると判断し、局方針(案)の見直しを行い第4期の周知を目指す。
		②「静岡市消防局体力維持向上プログラム」を運用開始する。	7/25 「静岡市消防局職員体力維持向上プログラム」の運用を開始した。(消防部長通知発出)	②「静岡市消防局体力維持向上プログラム」を運用開始する。	～12月 各所属へ体力測定用の測定資機材を配布する。 ～3月 対象職員の体力測定を実施し、各職員が「体力維持向上管理シート」を作成する。	
	12月	①高齢期職員の任用、配置等についての方針案を策定する。	消防部長、警防部長から総務局次長に対する組織機構改正等要望(10/9)、消防局長から総務局長に対する組織機構改正等要望(10/23)を実施した結果、増員は極めて困難との査定結果であったことから、増員を伴わない局方針(案)の作成にシフトした。	①高齢期職員の任用、配置等についての方針案を策定する。	増員を伴う局方針(案)作成を念頭にしていたが、当該事由による増員は極めて困難との査定結果であったため、全国の消防の動静と本市の方向性を注視し、局方針(案)を作成、局会議等の会議体での協議、合意形成を行う。	
	3月	①高齢期職員の任用、配置等についての方針案を策定する。	全国の消防の動静の情報収集を行う等、局方針(案)の検討を継続した。 在籍する高齢期職員の次年度の人事配置にあたっては、長年、消防職員として培った豊富な知識と経験を引き続き発揮できるように、職員の意欲や経験等を踏まえた適材適所を原則に対応した。	①高齢期職員の任用、配置等についての方針案を策定する。	更なる情報収集と本市のあるべき姿について検討を継続し、高齢期職員雇用に係る局方針を策定する。	令和6年度第4期中の局内周知を目指していたが、全国の消防の動静と本市の方向性を引き続き注視する必要があると判断し、局方針(案)の見直しを行い令和7年度の周知を目指す。

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-11	種別	組織風土の改善		指針	
施策		資格取得に対する経費支援の拡充				

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防部長(消防総務課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・現在、各職員が私費で取得している業務上必要な公的資格について、公費取得への切り替えや経費支援を拡充していく。	大型運転免許等の公費負担 ➢公費負担による取得の対象となる職員の抽出と入校させる自動車学校の選定(中型17人、大型12人) ➢各職員と自動車学校とのスケジュール調整を行い教習計画を作成 ➢自動車学校と教習中の職員との連絡調整 ➢次年度の受講対象者の抽出
	予防技術検定受検者への公費負担 (基本計画(再発防止策個票)掲載外だが追加実施) ➢予防技術資格者一覧表の整理(予防技術資格者及び高度予防技術資格者の認定状況等の確認) ➢公費負担による取得の対象となる職員の抽出(前年度静岡県消防学校消防職員専科教育の予防査察・危険物科(第8期)を修了した者9人、公募等)と受検する区分の調整(防火査察17人・消防用設備等4人・危険物4人) ➢歳出予算内での受検人数、経費支援内容の調整及び決定 ➢受検予定者の旅費等の確認及び受検当日の当直隊編成への考慮等を各署へ依頼 ➢次年度以降の受検予定人数、局内の予防技術資格者総数及び経費支援(予算確保措置)の計画作成 ➢受検予定者への模擬問題等の配信(メール)
	その他業務上必要となる免許・資格の調査

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来) 【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	
			4 月～ 6 月	7 月～ 9 月	10 月～12 月	1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①公費取得対象職員の決定 自動車学校の選定 次年度の対象職員の抽出	①次年度予算要求に向けた積算 その他必要な免許・資格等の調査	①次年度予算要求	①次年度の公費取得対象職員の確定	
①大型運転免許等の全額公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	消防総務課		②予防技術資格者の配置に係る計画の再計算・作成 公費受検対象職員の決定	②次年度予算要求に向けた積算 受検願書の提出	②次年度予算要求 受検	②予防技術資格者認定証等の交付	
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①公費取得対象職員の決定 自動車学校の選定 次年度の対象職員の抽出	①次年度予算要求に向けた積算 その他必要な免許・資格等の調査	①次年度予算要求	①次年度の公費取得対象職員の確定	
			②予防技術資格者の配置に係る計画の再計算・作成 公費受検対象職員の決定	②次年度予算要求に向けた積算 受検願書の提出	②次年度予算要求 受検	②予防技術資格者認定証等の交付	
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	○	◎	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①大型運転免許等の全額公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	4月 公費取得対象となる職員を決定した。(中型17人、大型12人) 入校させる自動車学校を選定した。 5月 各職員の当直日を確認し、自動車学校と調整の上で教習計画を作成した。 6月 自動車学校と教習中の職員との連絡調整を行った。 次年度の公費取得対象職員を抽出した。	①大型運転免許等の全額公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	8月 その他業務上必要となる免許・資格等について各課へ照会する。	
		②予防技術検定受検者への公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	4月 予防技術資格者に係る計画(望ましい資格者数・配置人数等)の再計算・作成を行った。 5月 個別に受検予定者を調査し、希望者を募り公費受検対象職員を決定した。(25人) 予防技術検定受検資格証明申請を提出した。	②予防技術検定受検者への公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	予防技術資格者に係る計画の見直し・調整を行う。 次年度の予算確保措置及び継続的な予算確保のための必要性・根拠等の整理を行う。	
	9月	①大型運転免許等の全額公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	7月 教習の進捗に合わせ、各種事務を行った。 8月 その他業務上必要となる免許・資格等について本部各課へ照会した。 公費負担の拡充を優先すべき資格等を検討し、次年度予算要求に向けた積算を実施した。 9月 その他業務上必要となる免許・資格等の照会結果、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」及び「有機溶剤作業主任者技能講習」について、全9署両部1人ずつの各講習18人、合計36人分の予算要求に向けた対象人員等の積算を実施した。	①大型運転免許等の全額公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	10月 次年度予算要求を行う。	
		②予防技術検定受検者への公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	7月 受検願書の作成及び提出を確認した。 9月 テキスト及び問題集を配布した。 次年度予算要求計上を25人に設定した。	②予防技術検定受検者への公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	10月 次年度予算要求を行う。 模擬問題を配布する。 11月 消防試験研究センターから受検票を郵送受領する。 当直勤務者の受検当日の勤務調整を行う。 12月 受検 1月 合格発表 2月 合格者かつ条件該当者は、予防技術資格者認定申請書を提出する。 3月 認定証及び記章を交付する。(記章は勤務状況による。)	
	12月	①大型運転免許等の全額公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	10月 その他業務上必要となる免許・資格等について、「主任無線従事者講習」4人分の追加積算を実施した。 大型免許等と併せて、その他業務上必要となる免許・資格等として「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」、「有機溶剤作業主任者技能講習」及び「主任無線従事者講習」の公費取得のための次年度予算要求を行った。	①大型運転免許等の全額公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	3月 異動内示後、次年度の大型免許等の公費取得対象者を確定、自動車学校と入校日等の調整を行う。 その他免許・資格等について、人選を行う。	
		②予防技術検定受検者への公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	10月 予防技術検定受検の公費受検のための次年度予算要求を行った。 12月 公費受検対象職員24人が受検した。(当日体調不良により1人受検不可)	②予防技術検定受検者への公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	1月 合格発表 2月 合格者かつ条件該当者は、予防技術資格者認定申請書を提出する。 3月 認定証及び記章を交付する。(記章は勤務状況による。)	
	3月	①大型運転免許等の全額公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	3月 異動内示後、次年度の大型免許等の公費取得対象者を確定、自動車学校と入校日等の調整を行った。 その他免許・資格等について、人選を行った。	①大型運転免許等の全額公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	大型運転免許等の全額公費負担枠等を継続的に実施していく。 随時、更なる公費負担の拡充を検討し、必要に応じて予算要求等に反映させる。	
		②予防技術検定受検者への公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	1月 予防技術検定合格者受検番号が公示され、公費受検者24人中18人が合格した。 2月 合格者かつ条件該当者から予防技術資格者認定申請書を受領した。 3月 新たに15人を予防技術資格者として認定し、認定証及び記章を交付した。(記章は勤務状況による。)(ほか3人も、所要の実務経験を満たすことで認定が可能となる。)	②予防技術検定受検者への公費負担枠を創設、引き続き、公費取得の拡充を検討する。	予防技術検定受検者への公費負担等を継続的に実施していく。 随時、将来的な予防技術資格者の適正な配置人数の再検討等を行い、必要に応じて予算要求等に反映させる。	

令和6年度 消防局組織改革実施計画(進捗管理表)

施策No.	6-12	種別	組織風土の改善		指針	
施策		公費購入する個人装備品の拡大				

更新年月日	令和7年3月31日
進捗管理責任者	消防部長(財産管理課)
進捗管理責任者	—

取組指針	基本計画の取組内容
・現在、各職員が私費購入している業務で使用する個人装備品について、公費購入すべきか否かを精査・検討していく。	➢ 現在、各職員が私費購入している業務で使用する個人装備品について、公費購入すべきか否かを精査・検討する。 ➢ 静岡地域消防運営協議会での意見を踏まえた、個人装備品の公費購入範囲について検討する。 ➢ 各政令市の状況を情報収集する。 ➢ 警防部での検討結果を踏まえ、令和7年度予算要求を目指す。

【凡例】 ◎：完了 ○：計画どおり △：計画より遅れている ×：未実施 —：未着手(実施時期が未到来)

【↓取組がない場合、斜線で表示】

取組項目	担当部署	取組内容					R7年度以降の取組項目
		時期	第 1 期 4 月～ 6 月	第 2 期 7 月～ 9 月	第 3 期 10 月～12 月	第 4 期 1 月～ 3 月	
【本部各課の取組】		R6年度 計 画	①各政令指定都市へ情報収集 ②各署現場職員の意見調査・集約	②警防部、財産管理課等で検討・検証	②警防部、財産管理課等で検討・検証 次年度予算要求	②警防部、財産管理課等で検討・検証 予算内示【第3期の実績に伴い取消】	
①各政令市の状況を情報収集する。	警防課						
②警防部での検討結果を踏まえ、令和7年度予算要求を目指す。	財産管理課						
【各消防署の取組】		R6年度 実 績	①各政令指定都市へ情報収集 ②各署現場職員の意見調査・集約	②警防部、財産管理課等で検討・検証 次年度予算要求前協議	②警防部、財産管理課等で検討・検証 現状予算枠で対応する方針への変更	②警防部、財産管理課等で検討・検証	
取組項目全体の進捗状況	◎	各期の進捗状況	○	○	○	◎	

具体的な 取組内容		実施済の取組内容		今後の取組内容		遅れている場合等の 理由及び今後の対応
	6月	①各政令市の状況を情報収集する。	他の政令指定都市の状況について情報収集を行った。			
		②警防部での検討結果を踏まえ、令和7年度予算要求を目指す。	5・6月	公費購入範囲に新たに含めたい個人装備品の品目について、各署現場職員の意見調査・集約を行った(各署副署長が意見取りまとめ)。集約したものを警防部(警防課)へ提供し、検討を依頼した。公費購入範囲に新たに含めること＝安全基準を統一化して配備するため、配備品でない個人購入の製品については原則使用できなくなることについて、各署に職員アンケート調査を実施した。(～8月)		
	9月	②警防部での検討結果を踏まえ、令和7年度予算要求を目指す。	9月2日 9月	公費購入する個人装備品の拡大に関する検討会(各署と意見交換)をWEB開催した。個人装備品の安全性等の検証を安全対策課等に依頼した。公費購入範囲に新たに含める品目(案)の見積徴収を行った。次年度予算要求前協議を実施した結果、現状予算枠内での対応を図る見通しとなった。	②警防部での検討結果を踏まえ、令和7年度予算要求を目指す。	公費購入する個人装備品の品目、公費購入でない個人購入品の使用可否、現状予算枠内での調整等による予算の増額を前提としない購入方法等を引き続き検討する。10月～12月 次年度予算要求を行う。1月～3月 予算内示
		②警防部での検討結果を踏まえ、令和7年度予算要求を目指す。	公費購入範囲の拡大に対応するための予算は現状枠内での調整により措置することとし、警防部、財産管理課で再度検討を実施した。統一した安全基準を確保できる観点から、JIS規格が設けられているゴーグル(保護めがね)を新たに公費購入範囲に含めることとし、「①現在使用しているゴーグルの安全性が担保できるもの(JIS規格)であれば使用を認める、②安全性が担保できない又は所持していない職員には、被服の点数へゴーグルの項目を追加し、点数により貸与する」配備方法を検討した。		②警防部での検討結果を踏まえ、令和7年度予算要求を目指す。	次年度の被服の点数見直しの際、ゴーグルを被服点数の項目に追加する予定。
	3月	②警防部での検討結果を踏まえ、令和7年度予算要求を目指す。	警防部、財産管理課で再度検討を実施した。第3期で検討した配備方法を採用することとし、ゴーグルを公費購入範囲に含め、被服点数の項目へ追加することを決定した。		②警防部での検討結果を踏まえ、令和7年度予算要求を目指す。	必要な諸手続(規程改正等)を実施する。